

## 第4次高砂市総合計画

## 基本計画（素案）

新 旧 対 照 表			
平成22年3月18日	第2版	平成22年6月24日	第3版

※  部分は、修正箇所です。

旧（平成22年3月18日【第2版】）		新（平成22年6月24日【第3版】）	
1 頁	<p>第1章 みんなの個性をいかす市民参画都市</p> <p>まちづくりを総合的に推進するためには、行政情報の積極的な公開に努め、わかりやすく開かれた市政運営を行うとともに、「まちづくりの主役は一人ひとりの市民である」ことから、市民の市政への積極的な参加・参画を促進し、市民、事業者、行政の役割分担、さらには相互の連携体制を明確にし、市民とともに築くまちづくりを進めます。</p>	1 頁	<p>第1章 みんなの個性をいかす市民参画都市</p> <p>まちづくりの主役は一人ひとりの市民です。 市民、事業者、行政等が、それぞれの役割を理解し、相互の連携のもと、一体となってまちづくりを進めます。 そのまちづくりを総合的に推進するため、行政情報の積極的な公開に努め、わかりやすく開かれた市政運営を行います。</p>
2 頁	<p>第1節 参画と協働の推進</p> <p>1 市民参画【第1部会】【第2部会】 〔企画総務部企画政策課・秘書広報広聴室〕 〔生活環境部市民活動推進課〕</p> <p>（略）</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>市民と市政に関する情報を共有し、市民にみえる形での政策決定を行い、市政の透明性を高め、市が実施する政策・施策・事業において、計画策定・実施・検証・見直しの各過程に、市民が参画する機会を積極的に設定します。</p> <p>また、ボランティアやNPO等の活動を支援します。</p> <p>（略）</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>（略）</p> <p>②参画と協働のための行動計画の策定・推進</p> <p>○地域課題や行政課題を、市民と行政が共有し、解決に向けて協力して取り組むことができるよう、地域ミーティング、ワークショップ※1、市民意見公募手続制度など、多様な参加手法の拡充に努めます。</p> <p>（略）</p>	2 頁	<p>第1節 参画と協働の推進</p> <p>1 市民参画【第1部会】【第2部会】 〔企画総務部秘書広報広聴室・経営企画室〕 〔生活環境部市民活動推進課〕</p> <p>（略）</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>市民と行政が市政に関する情報を共有し、市民にみえる形での政策決定を行い、市政の透明性を高め、市が実施する政策・施策・事業において、計画策定・実施・検証・見直しの各過程に、市民が参画する機会を積極的に設定します。</p> <p>また、地縁団体と行政が協働し、ボランティアやNPO等の活動を支援します。</p> <p>（略）</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>（略）</p> <p>②参画と協働のための行動計画の策定・推進</p> <p>○地域課題や行政課題を、市民と行政が共有し、解決に向けて協力して取り組むことができるよう、地域ミーティング、ワークショップ※1、市民意見公募手続制度（パブリックコメント）など、多様な参加手法の拡充に努めます。</p> <p>（略）</p>
3 頁	<p>○政策過程における課題設定、計画の策定と決定、事業実施、事業評価の各段階において、多様な市民が、幅広く参加できるよ</p>	3 頁	<p>☆政策過程における課題設定、計画の策定と決定、事業実施、事業評価の各段階において、多様な市民が、幅広く参加できるよ</p>

旧（平成22年3月18日【第2版】）		新（平成22年6月24日【第3版】）	
3 頁	<p>う参加のシステム化を進め、公正で透明性のある意思決定システムを構築します。</p> <p>○市民活動団体と行政が連携して活 発な活動が行えるよう、相互の情報交換や交流の機会提供など、豊富なネットワークづくりのための仕組みの構築やリーダー養成等人材の育成に努めます。</p> <p>○アダプトプログラム※2 を活用し、市民主体のまちづくりを促進します。</p> <p>（略）</p> <p>※2 アダプトプログラム</p> <p>英語で「～を養子にする」の意味。一定区画の公共空間を養子にみたて、市民が里親となって養子を育て（維持管理し）、行政がこれを支援する。市民と行政が協働して進める、新しい協働プログラム。</p>	3 頁	<p>う<b>市民公募制度など参加のシステム化を進め、公正で透明性のある経営的視点を含めた意思決定システムを構築します。</b></p> <p>○<b>地縁団体、市民活動団体</b>と行政が連携して活発な活動が行えるよう、相互の情報交換や交流の機会提供など、豊富なネットワークづくりのための仕組みの構築やリーダー養成等人材の育成に努めます。</p> <p>○<b>アダプトプログラム※2 の活用、ボランティア活動の支援等</b>市民主体のまちづくりを促進します。</p> <p>（略）</p> <p>※2 アダプトプログラム</p> <p><b>アダプトとは、英語で「～を養子にする」の意味。一定区画の植樹帯や公園などの公共空間を養子にみたて、市民が里親となって養子を育て（維持管理し）、行政がこれを支援する。市民と行政が協働して進める、新しい協働プログラム。</b></p>
4 頁	<p>2 広報・広聴【第1部会】</p> <p>（略）</p>	4 頁	<p>2 広報・広聴【第1部会】</p> <p>（略）</p>
6 頁	<p>3 コミュニティ【第2部会】</p> <p>〔生活環境部市民活動推進課〕</p> <p>（略）</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>地域でのコミュニティ形成や市民相互の連帯感の醸成に向けて、情報の共有化を図り、地域主体のまちづくりを進める環境づくりを推進します。</p> <p>（略）</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>（略）</p> <p>③情報交流の促進</p> <p>○地域やコミュニティ活動などに関する情報の提供・交換機能を<b>充実し</b>、コミュニティ活動の活性化や参加拡大を促進します。</p>	6 頁	<p>3 コミュニティ【第2部会】</p> <p>〔生活環境部市民活動推進課〕</p> <p>（略）</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p><b>地縁団体や地域団体を通じて、地域でのコミュニティ形成や市民相互の連帯感の醸成に向けて、情報の共有化を図り、地域主体のまちづくりを進める環境づくりを推進します。</b></p> <p>（略）</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>（略）</p> <p>③情報交流の促進</p> <p>○インターネットを利用した<b>新たな手法も検討し</b>、地域やコミュニティ活動などに関する情報の提供・交換機能を<b>充実して</b>、コミュニティ活動の活性化や参加拡大を促進します。</p>

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
7 頁	第 2 章 誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市 （略）	7 頁	第 2 章 誰もがいきいきと暮らせる健康福祉都市 （略）
8 頁	第 1 節 市民の暮らしを支える福祉の充実 1 地域福祉【第 3 部会】 〔福祉部地域福祉課〕 ＜現況と課題＞ ●本市では、「一人ひとりが思いやり 心ふれあう ぬくもりのまち」を基本理念とし、年齢や障害の有無にかかわらず、家庭や地域のなかで安心して生活が送られるよう、行政はもとより、市民や各種団体などが協働して地域福祉を推進しています。 （略） ＜計 画＞ （略） ④福祉や地域活動の担い手づくり・拠点づくり （略） ○地域福祉活動を活性化するため、既存施設を活用するなど、地域福祉の拠点づくりに努めます。 （略）	8 頁	第 1 節 市民の暮らしを支える福祉の充実 1 地域福祉【第 3 部会】 〔福祉部地域福祉課〕 ＜現況と課題＞ ●本市では、「一人ひとりが思いやり 心ふれあう ぬくもりのまち」を地域福祉の基本理念とし、年齢や障がいの有無にかかわらず、家庭や地域のなかで安心して生活が送られるよう、行政はもとより、市民や各種団体などが協働して地域福祉を推進しています。 （略） ＜計 画＞ （略） ④福祉や地域活動の担い手づくり・拠点づくり （略） ☆地域福祉活動を活性化するため、各地区の既存施設を活用するなど、地域福祉の拠点づくりに努めます。 （略）
9 頁	⑥安全で安心して暮らせる環境づくり ○住みやすい生活環境の整備に向け、 <u>バリアフリー※1</u> 化や <u>ユニバーサルデザイン※2</u> を推進するとともに防災・防犯・安全対策の充実に努めます。 （略）	9 頁	⑥安全で安心して暮らせる環境づくり ○住みやすい生活環境の整備に向け、 <u>バリアフリー※1</u> 化や <u>ユニバーサルデザイン※2</u> を推進するとともに、 <u>地域や福祉関係者の連携による防災マップづくり及び災害時要援護者避難支援プラン全体計画の整備</u> など防災・防犯・安全対策の充実に努めます。 （略）
10 頁	2 子育て支援【第 3 部会】 〔福祉部児童福祉課〕 ＜現況と課題＞ （略） ●今後は、急激な少子化や多様なニーズに対応する保育サービスの充実、幼保一体化に向けたソフト面の体制整備と施設面の整備、	10 頁	2 子育て支援【第 3 部会】 〔福祉部児童福祉課〕 ＜現況と課題＞ （略） ●今後は、急激な少子化や多様なニーズに対応する保育サービスの充実、幼保一体化に向けたソフト面の体制整備と施設面の整備、

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
10 頁	<p>発達障がい児及び要保護児童の支援体制、子育て家庭への経済的支援、子育て支援ネットワークの構築など子育て支援策の充実、放課後児童対策の充実が課題となっています。</p> <p>（略）</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>子どもたちが自己の可能性を最大限に発揮して育つことのできる環境づくりを推進します。また、家庭だけでなく、地域、学校、企業等社会全体が子育ての重要性を認識し、支えていく取組みを推進します。</p> <p>子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが健やかに育っていく社会、安心して子どもを生み、喜びや楽しみをもちながら子どもを育てられる社会の実現をめざします。</p> <p>（略）</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①子育て家庭への支援</p> <p>○子育て相談の充実、情報機能の強化に向け、子育て支援センターの総合的な窓口化や子育て支援のネットワークづくりを推進します。</p> <p>（略）</p>	10 頁	<p>発達障がい児及び要保護児童の支援体制、子育て家庭への経済的支援、子育て支援ネットワークの構築など子育て支援策の充実、<b>学童保育事業</b>の充実が課題となっています。</p> <p>（略）</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>子どもたちが自己の可能性を最大限に発揮して育つことのできる環境づくりを推進します。また、家庭だけでなく、学校、地域、企業等社会全体が子育ての重要性を認識し、支えていく取組みを推進します。</p> <p>子どもの最善の利益を第一に考え、<b>一人のいじめも虐待もない社会、子どもが健やかに育っていく社会、孤独に悩む保護者を出さない社会</b>、安心して子どもを生み、喜びや楽しみをもちながら子どもを育てられる社会の実現をめざします。</p> <p>（略）</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①子育て家庭への支援</p> <p>○子育て相談の充実、情報機能の強化に向け、子育て支援センターの総合的な窓口化や<b>児童虐待防止</b>など子育て支援のネットワークづくりを推進します。</p> <p>（略）</p>
11 頁	<p>③就労と子育ての両立支援</p> <p>（略）</p> <p>○望ましい<b>教育・保育</b>をめざし、<b>幼保</b>の統廃合・一体化等を推進します。</p> <p>○<b>学童保育所</b>の運営内容や環境の充実を図ります。</p> <p>（略）</p>	11 頁	<p>③就労と子育ての両立支援</p> <p>（略）</p> <p><b>☆望ましい保育・教育</b>をめざし、<b>保育所、幼稚園</b>の統廃合・一体化等を推進します。</p> <p>○<b>学童保育事業</b>の運営内容や環境の充実を図ります。</p> <p>（略）</p>
12 頁	<p>3 ひとり親家庭の自立支援【第 3 部会】 〔福祉部児童福祉課〕</p> <p>（略）</p>	12 頁	<p>3 ひとり親家庭の自立支援【第 3 部会】 〔福祉部児童福祉課〕</p> <p>（略）</p>
14 頁	<p>4 障がい者福祉【第 3 部会】 〔福祉部高年・障害福祉課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p>	14 頁	<p>4 障がい者福祉【第 3 部会】 〔福祉部高年・障害福祉課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p>

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
14 頁	<p>●「障害者権利条約」の早期批准に向け、関連国内法の改正が予想されることに伴い、市内の障がい者福祉に関する施策を見直す必要があります。</p> <p>●障害者自立支援法は、障がいの種別にかかわらず、一元的・全国統一的にサービスを提供する仕組みを創設したもので、これまでの福祉制度を抜本的に改正する内容であり、利用者負担の増額や報酬のあり方が変更されるなど、急激な改正であったため、混乱を招いていました。</p> <p>●今後、国による利用者の応能負担を基本とする総合的な制度の導入、障害者自立支援法廃止後の「障がい者総合福祉法（仮称）」の制定に伴い、障がい福祉サービスの見直しに適切に対応していく必要があります。</p> <p>＜施策の目標＞ 障がいのある人が社会の一員として、不当な差別を受けることなく人権が尊重され、自己選択と自己決定をもとに社会活動に参加、参画し、住み慣れた地域で自立した生活がおくれる社会の構築をめざします。「<u>ノーマライゼーション※1</u>」「<u>リハビリテーション※2</u>」「共生社会」の実現を基本理念とし、さらなる障がい者の「完全参加と平等」の実現、障がい者の自立をめざします。</p> <p>（略）</p> <p>＜計 画＞ （略）</p>	14 頁	<p>●「障害者権利条約」※1の早期批准に向け、関連国内法の制度改正及び整備が予測されます。</p> <p>●障害者自立支援法は、障がいの種別にかかわらず、一元的・全国統一的にサービスを提供する仕組みを創設したもので、これまでの福祉制度を抜本的に改正する内容であり、利用者負担の増額や報酬のあり方が変更されるなどにより混乱を招いていました。</p> <p>●今後、国による利用者の応能負担を原則とする制度や法の対象となる障害範囲の見直しなど障害者自立支援法廃止後の「障がい者総合福祉法（仮称）」の制定に伴い、障がい福祉サービスの見直しに適切に対応していく必要があります。</p> <p>＜施策の目標＞ 障がいのある人が社会の一員として、いっさいの差別を受けることなく人権が尊重され、自己選択と自己決定をもとに社会活動に参加、参画し、住み慣れた地域で自立した生活がおくれる社会の構築をめざします。「<u>ノーマライゼーション※2</u>」「<u>リハビリテーション※3</u>」「共生社会」の実現を基本理念とし、さらなる障がい者の「完全参加と平等」の実現、障がい者の自立をめざします。</p> <p>（略）</p> <p>＜計 画＞ （略）</p>
15 頁	<p>⑤総合的な推進 ○バリアフリー※3、ノーマライゼーションや共生の考え方の啓発と福祉教育を推進します。</p> <p>（略）</p>	15 頁	<p>⑤総合的な推進 ☆すべての人が住み慣れた地域で安心して楽しく生活できる社会をめざし、バリアフリー※4、ノーマライゼーションや共生の考え方の啓発と福祉教育を推進します。</p> <p>（略）</p> <p>※1 障害者権利条約 2006 年 12 月、国連総会で採択された条約で、障がい者への差別を禁止し、社会参加の権利を広く認めた初めての国際的な取り決め。</p> <p>（略）</p>

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
16 頁	<p>5 高齢者福祉【第 3 部会】 〔健康市民部介護保険課〕〔福祉部高年・障害福祉課〕</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>(略)</p> <p>③地域ケア体制の整備</p> <p>○市民参加による地域の支えあいを基本とした地域ケアを推進します。</p> <p>(略)</p>	16 頁	<p>5 高齢者福祉【第 3 部会】 〔健康市民部介護保険課〕〔福祉部高年・障害福祉課〕</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>(略)</p> <p>③地域ケア体制の整備</p> <p>○医療・介護・福祉などのサービスが総合的に提供されるよう、地域で支えあう体制づくりを推進します。</p> <p>(略)</p>
18 頁	<p>6 生活困窮者支援【第 3 部会】 〔福祉部地域福祉課〕</p> <p>(略)</p>	18 頁	<p>6 生活困窮者支援【第 3 部会】 〔福祉部地域福祉課〕</p> <p>(略)</p>
19 頁	<p>第 2 節 健康づくりのための保健・医療の充実</p> <p>1 健康増進【第 3 部会】 〔健康市民部健康増進課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>(略)</p> <p>●個人のライフスタイルや価値観、ニーズの変化と多様化に伴い、栄養の偏りや運動不足に起因する肥満、生活習慣病が増加しており、健全な食生活の実践と適度な運動などによる生活習慣の改善を図る必要があります。</p> <p>●様々なストレスにより、心の健康に不安を抱えている人が増加しており、心の健康づくりへの取組みが重要となっています。</p> <p>(略)</p> <p>●乳幼児健康診査において各月齢に必要な診察、発育状況を確認し、個々の相談を通して不安の解消ができるように努める必要があります。</p>	19 頁	<p>第 2 節 健康づくりのための保健・医療の充実</p> <p>1 健康増進【第 3 部会】 〔健康市民部健康増進課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>(略)</p> <p>●個人のライフスタイルや価値観、ニーズの変化と多様化に伴い、栄養の偏りや運動不足に起因する肥満、生活習慣病が増加しており、健全な食生活の実践と適度な運動などによる生活習慣の改善を図る必要があります。</p> <p>●特にメタボリックシンドローム※1に着目した特定健康診査・特定保健指導を行うことにより、該当者や予備群をよりの確に把握し、内臓脂肪型肥満の要因となっている生活習慣を改善する支援を行い、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させることが重要となっています。</p> <p>●様々なストレスにより、心の健康に不安を抱えている人が増加しており、心の健康づくりへの取組みが重要となっています。</p> <p>(略)</p> <p>●乳幼児健康診査において各月齢に必要な診察、発育状況を確認し、個々の相談を通して不安の解消ができるように努める必要があります。</p>

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
19 頁	<p>●平成 24 年度のメタボリックシンドローム該当者・予備群の 10% 減少を目標に、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図る必要があります。</p> <p>●がん検診受診率の向上が課題となっています。 （略）</p> <p>&lt;施策の目標&gt; 市民の健康づくりや疾病予防のため、年齢に応じた健康増進についての啓発と相談の充実を図ります。（略）</p> <p>&lt;施策の方向&gt; （略）</p> <p>⑤飲酒教育の推進 （略）</p> <p>&lt;計 画&gt; （略）</p>	19 頁	<p>●がん検診受診率の向上が課題となっています。 （略）</p> <p>&lt;施策の目標&gt; 市民の健康づくりや疾病予防のため、年齢に応じた予防接種の実施や健康増進についての啓発と相談の充実を図ります。（略）</p> <p>&lt;施策の方向&gt; （略）</p> <p>⑤適正飲酒教育の実施 （略）</p> <p>&lt;計 画&gt; （略）</p>
20 頁	<p>⑤飲酒教育の推進 ○飲酒の及ぼす効果、影響の情報提供に努め、アルコールに対する体質の自覚や、未成年や妊婦の飲酒による影響等、飲酒教育を推進します。</p> <p>⑥生涯自分の歯で噛む ○幼児期からのむし歯の減少を促すとともに、節目ごとの対策を強化します。 （略）</p> <p>⑧すこやか親子事業の充実 （略） ○望ましい接種期間での予防接種率の向上に努めます。 （略）</p>	20 頁	<p>⑤適正飲酒教育の実施 ○飲酒の及ぼす効果、影響の情報提供に努め、アルコールに対する体質の自覚や、未成年や妊婦の飲酒による影響等、適正な飲酒教育を実施します。</p> <p>⑥生涯自分の歯で噛む ○幼児期からのむし歯の減少を促すとともに、節目ごとの健診や相談体制を強化します。 （略）</p> <p>⑧すこやか親子事業の充実 （略） ○望ましい年齢に応じた予防接種を実施するとともに、接種率の向上に努めます。 （略）</p> <p>※1 メタボリックシンドローム 「内臓脂肪症候群」とも言われ、内臓に脂肪が蓄積し、高血圧、脂質異常、高血糖といった危険因子をあわせ持ち生活習慣病が起きやすい状態をいう。 （略）</p>



旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
21 頁	<p>2 地域医療【第 3 部会】 〔健康市民部健康増進課〕〔市民病院〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>●医療技術の進歩や疾病構造の変化、医療ニーズの多様化や高度化など医療を取り巻く変化に対応できる、より質の高い医療サービスの提供、地域におけるいつでも安心して医療サービスを受けることができる体制づくりが必要となっています。 (略)</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>市民病院経営改革プランを推進し、安定した経営基盤の構築とともに、地域完結型医療をめざすため地域医療との連携を強化し医療環境整備に努めます。</p> <p>また、安心して医療が受けられる 1 次救急医療※5 の充実をはじめ、東播磨地域の中核病院として求められる 2 次救急医療の整備、医療機関相互のネットワークづくりなど、広域的な観点からの救急医療体制の整備にも努めます。</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>(略)</p>	21 頁	<p>2 地域医療【第 3 部会】 〔健康市民部健康増進課〕〔市民病院〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>●医療技術の進歩や疾病構造の変化、医療ニーズの多様化や高度化、経営統合を含む近隣病院の動向など地域医療や市民病院を取り巻く環境が大きく変化するなか、より質の高い医療サービスの提供と地域においていつでも安心して医療サービスを受けることができる体制づくりが必要となっています。 (略)</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>市民病院経営改革プランを推進し、安定した経営基盤の構築とともに、地域医療機関との連携を強化し医療環境整備に努めます。</p> <p>また、東播磨医療圏の地域完結型医療をめざすとともに、安心して医療が受けられる 1 次救急医療※5 の充実をはじめ、東播磨地域の中核病院として求められる 2 次救急医療の整備、医療機関相互のネットワークづくりなど、広域的な観点からの救急医療体制の整備にも努めます。</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>(略)</p>
22 頁	<p>③経営基盤の確立 ○市民病院の経営の効率化を図るとともに、不良債務の解消に努めます。 (略)</p>	22 頁	<p>③経営基盤の確立 ○持続可能な病院経営を行うため、病院経営の効率化を図ります。 (略)</p>
23 頁	<p>3 福祉医療【第 3 部会】 〔健康市民部国保医療課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>●福祉医療費制度は、高齢者、乳幼児等、障がい者、母子家庭等を対象に保険診療を受けた場合の自己負担額の一部を県及び市の公費により助成し、受給者の負担の軽減を図る制度であり、所得制限を設けたうえで、真に医療費の助成が必要な人を対象者として、保健の向上及び福祉の増進を図っています。 (略)</p>	23 頁	<p>3 福祉医療【第 3 部会】 〔健康市民部国保医療課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>●福祉医療費制度は、高齢者、乳幼児等、障がい者、母子家庭等を対象に保険診療を受けた場合の自己負担額の一部を県及び市の公費により助成し、受給者の負担の軽減を図る制度であり、所得制限を設けたうえで、医療費の助成が必要な人を対象者として、保健の向上及び福祉の増進を図っています。 (略)</p>

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
23 頁	<p>&lt;計 画&gt; (略)</p> <p>②経済的支援の推進</p> <p>○受給者の軽減を図るため、真に医療費の助成が必要な人に経済的支援を行います。</p>	23 頁	<p>&lt;計 画&gt; (略)</p> <p>②経済的支援の推進</p> <p>☆医療制度を取り巻く環境の変化や経済情勢に対応した資格内容を勘案し、医療費の助成が必要な人に経済的支援を行い、負担の軽減を図ります。</p>
24 頁	<p>第 3 節 安心を確保する社会保障制度の啓発</p> <p>1 国民健康保険【第 3 部会】 〔健康市民部国保医療課〕</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt; (略)</p> <p>②保険料収納率の向上 (略)</p> <p>○収納対策プランに基づき、目標を設定し収納率の強化を図ります。</p>	24 頁	<p>第 3 節 安心を確保する社会保障制度の啓発</p> <p>1 国民健康保険【第 3 部会】 〔健康市民部国保医療課〕</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt; (略)</p> <p>②保険料収納率の向上 (略)</p> <p>☆負担の公平・公正の観点から、収納率の向上を図ります。</p>
25 頁	<p>2 国民年金【第 3 部会】 〔健康市民部市民課〕</p> <p>(略)</p>	25 頁	<p>2 国民年金【第 3 部会】 〔健康市民部市民課〕</p> <p>(略)</p>
26 頁	<p>第 3 章 ふるさとを愛し思いやりとたくましが育つ教育文化都市</p> <p>人権尊重の理念に基づき、次世代を担う子ども達の変化の激しい社会のなかで生きていくために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の 3 つの資質能力をバランスよく育む教育を推進するとともに、<b>学校・家庭・地域</b>が一体となって安心して学べる学校づくりを進めます。</p> <p>(略)</p>	26 頁	<p>第 3 章 ふるさとを愛し思いやりとたくましが育つ教育文化都市</p> <p>人権尊重の理念に基づき、次世代を担う子ども達の変化の激しい社会のなかで生きていくために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の 3 つの資質能力をバランスよく育む教育を推進するとともに、<b>家庭・学校・地域</b>が一体となって安心して学べる学校づくり・<b>地域社会づくり</b>を進めます。</p> <p>(略)</p>
27 頁	<p>第 1 節 生きる力を培う教育の充実</p> <p>1 幼児期の教育【第 3 部会】</p>	27 頁	<p>第 1 節 生きる力を培う教育の充実</p> <p>1 幼児期の教育【第 3 部会】</p>

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
27 頁	<p>〔教育指導部学校教育課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt; (略)</p> <p>●本市では、少子化により幼稚園、保育園の園児数が減少しており、小規模化に伴う、教育環境、保育環境の低下を避ける必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①「生きる力」の基礎を培う幼児教育の充実</p> <p>○子どもの発達や地域の実情に応じた教育・保育課程を編成し、教育・保育内容の充実に努めます。</p> <p>○切磋琢磨し互いに高めあう望ましい幼児集団の確保に努めます。</p> <p>○望ましい教育・保育をめざし、幼保の統廃合・一体化等を推進します。</p> <p>○家庭・地域の教育力の向上に努めます。</p> <p>○教育・保育環境の充実に努めます。</p> <p>(略)</p>	27 頁	<p>〔教育指導部学校教育課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt; (略)</p> <p>●本市では、少子化により保育所、幼稚園の幼児数が減少しており、小規模化に伴う、保育環境、教育環境の低下を避ける必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①「生きる力」の基礎を培う幼児教育の充実</p> <p>☆子どもの発達や地域の実情に応じた保育・教育課程を編成し、保育・教育内容の充実に努めます。</p> <p>○切磋琢磨し互いに高めあう望ましい幼児集団の確保に努めます。</p> <p>○望ましい保育・教育をめざし、保育所、幼稚園の統廃合・一体化等を推進します。</p> <p>○家庭・地域の教育力の向上に努めます。</p> <p>○教職員の資質能力及び専門性の向上を図り、幼児教育の水準の維持向上に努めます。</p> <p>○保育・教育環境の充実に努めます。</p> <p>(略)</p>
28 頁	<p>2 確かな学力【第 3 部会】 〔教育指導部学校教育課〕</p> <p>(略)</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>新学習指導要領に示す基礎的・基本的な知識や技能の習得に加え、知識・技能を活用する学習活動をすべての教科等において充実させ、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力や学習意欲を含めた、「確かな学力」を義務教育 9 年間のなかで向上させる取組みを推進します。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①学力向上方策の充実</p>	28 頁	<p>2 確かな学力【第 3 部会】 〔教育指導部学校教育課〕</p> <p>(略)</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>学習指導要領に示す基礎的・基本的な知識や技能の習得に加え、知識・技能を活用する学習活動をすべての教科等において充実させ、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力や学習意欲を含めた、「確かな学力」を義務教育 9 年間のなかで向上させる取組みを推進します。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①学力向上方策の充実</p>

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
28 頁	<p>○全教職員が「学びんぐ“V”プラン」（高砂市独自の学力向上の取組みプラン）へ取組む体制の充実を図ります。</p> <p>（略）</p> <p>○教職員の研修の充実により、授業力向上への取組みを図ります。</p> <p>○啓発資料や手引きの配布により、家庭との連携による学習の促進に努めます。</p> <p>（略）</p>	28 頁	<p><b>☆全教職員が「学びんぐ“V”プラン」（高砂市独自の学力向上の取組みプラン）への取組体制の充実を図ります。</b></p> <p>（略）</p> <p>○教職員の研修の充実により、授業力向上への取組みを図ります。</p> <p>○各校の課題や取組み等の情報交換をするなど、小学校、中学校の連携を強化し、指導にいかします。</p> <p>○啓発資料や手引きの配布により、家庭との連携による家庭学習の促進に努めます。</p> <p>（略）</p>
29 頁	<p>⑤外国語教育の充実</p> <p>○平成 23 年度より小学校高学年にて実施される外国語活動のため、教職員を対象とした研修を実施するとともに外国語指導講師の配置を図ります。</p> <p>⑥職業教育・キャリア教育の充実</p> <p>○段階的指導への取組みを図り、将来に向かって自己実現が図れるように指導・支援します。</p> <p>（略）</p> <p>※1 新学習システム</p> <p>加配教員を配置し、基礎・基本の確実な定着と個性の伸長を図るための指導体制や指導方法の工夫改善を図るためのシステム。</p>	29 頁	<p>⑤外国語教育の充実</p> <p>○平成 23 年度より小学校高学年にて実施される外国語活動のため、教職員を対象とした研修を実施し、指導力を高めるとともに外国語指導講師を配置し、教育活動を充実します。</p> <p>⑥職業教育・キャリア教育の充実</p> <p>○段階的な指導を行い、社会人、職業人としての基礎的な資質能力を育成するとともに、将来に向かって自己実現が図れるように指導・支援します。</p> <p>（略）</p> <p>※1 新学習システム</p> <p>加配教員（特別に配置される教員）を配置し、基礎・基本の確実な定着と個性の伸長を図るための指導体制や指導方法の工夫改善を図るためのシステム。</p>
30 頁	<p>3 豊かな心【第 3 部会】</p> <p>〔教育指導部学校教育課〕</p> <p>＜現況と課題＞</p> <p>●子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の教育力の低下、各種の体験の減少等により、自尊感情の乏しさ、基本的生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、子どもの「心」のあり方、「人」としての生き方に係る問題・課題が著しく生じています。</p>	30 頁	<p>3 豊かな心【第 3 部会】</p> <p>〔教育指導部学校教育課〕</p> <p>＜現況と課題＞</p> <p>●子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の教育力の低下、各種の体験の減少等により、自尊感情の乏しさ、基本的生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、子どもの「心」のあり方、「人」としての生き方に係る問題・課題が著しく生じています。</p>

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
30 頁	<p>●本市では、生徒指導上の問題等がみられます。また、継続的な取り組みにより、不登校児童生徒数は減少傾向にありますが、引き続き対応することが必要となっています。</p> <p>●今後、自他を愛し、自他の生命を大切にする心、他人と協調しつつ自立的に社会生活を営む力、美しいものや自然に感動する心、公共心や責任感、勤労意欲、正義感や公正さを重んじる豊かな心をさらに育むことが求められています。</p> <p>（略）</p> <p>&lt;施策の方向&gt;</p> <p>②児童生徒の発達段階に応じた体験活動の充実</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①道徳教育の充実</p> <p>○教育活動全体で指導にあたります。</p> <p>（略）</p> <p>○生きる喜びが実感できるように「命」を大切にしている教育プログラムを推進します。</p> <p>②児童生徒の発達段階に応じた体験活動の充実</p> <p>○学校や地域の実情、創意工夫を生かし弾力的で系統的に実施します。</p> <p>（略）</p>	30 頁	<p>●今後、自他を愛し、自他の生命を大切にする心、他人と協調しつつ自立的に社会生活を営む力、美しいものや自然に感動する心、公共心や責任感、勤労意欲、正義感や公正さを重んじる豊かな心をさらに育むことが求められています。</p> <p>（略）</p> <p>&lt;施策の方向&gt;</p> <p>②体験活動の充実</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①道徳教育の充実</p> <p>○教育活動全体を通して、道徳教育に取り組めます。</p> <p>（略）</p> <p>☆生きる喜びが実感できるように「命」を大切にしている教育プログラムを推進します。</p> <p>○基本的な生活習慣や社会生活上のルールなどを身につけさせるため、保護者や地域の人々との連携・協力を図ります。</p> <p>②体験活動の充実</p> <p>○発達段階に応じ、系統的に体験活動を実施します。</p> <p>（略）</p>
31 頁	<p>4 健やかな体【第 3 部会】 〔教育総務部学務課〕〔教育指導部学校教育課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>●子どもの体力低下傾向が続くなか、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成することや、心身の健康保持のため、心身の成長発達についての正しい知識を習得し、実践的な判断力や行動を選択する力を養うことが必要となっています。</p> <p>（略）</p> <p>●食文化の継承が阻害される傾向があり、食への関心を高めたり、</p>	31 頁	<p>4 健やかな体【第 3 部会】 〔教育総務部学務課〕〔教育指導部学校教育課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>●子どもの体力低下傾向が続くなか、生涯にわたって積極的に運動に親しむ習慣や意欲、能力を育成することや、心身の健康保持のため、心身の成長発達についての正しい知識を習得し、実践的な判断力や行動を選択する力を養うことが必要となっています。</p> <p>（略）</p> <p>●生涯を通して健康で安全な生活を送るため、家庭・学校・地域が</p>

旧（平成22年3月18日【第2版】）		新（平成22年6月24日【第3版】）	
31 頁	<p>食の安全性や選び方等、家庭と連携して「食育」を推進していくことが必要となっています。</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>運動の楽しさや喜びを体験させ、生涯にわたって運動・スポーツ活動に親しむ習慣や意欲、能力を育成し、体力の向上に取り組めます。</p> <p>また、心身の健康の保持のため、学校・家庭・地域が連携して、「食育」等生涯を通じて健康で安全な生活をおくるための基礎を培う教育を推進します。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計画&gt;</p> <p>(略)</p> <p>②食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○食に関する体系的、継続的な指導を充実し、地産地消の意義や「農」への理解を促進します。</li> <li>○学校・家庭・地域が連携した取組みを図り、健全な食生活の実践を促します。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○給食メニューへの地場産物の活用を推進します。</li> </ul> <p>(略)</p>	31 頁	<p>連携して「食育」、「健康教育」を推進していくことが必要となっています。</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>運動の楽しさや喜びを体験させ、生涯にわたって運動・スポーツ活動に親しむ習慣や意欲、能力を育成し、体力の向上に取り組めます。</p> <p>また、心身の健康の保持のため、家庭・学校・地域が連携して、「食育」等生涯を通して健康で安全な生活をおくるための基礎を培う教育を推進します。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計画&gt;</p> <p>(略)</p> <p>②食育の推進</p> <p>☆食に関する体系的、継続的な指導を充実し、地産地消の意義や「農」※1への理解を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭・学校・地域が連携した取組みを図り、健全な食生活の実践を促します。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○給食メニューへの地場産物の活用を推進します。</li> <li>○学校給食の意義を再認識し、学校給食の内容充実に努めます。</li> </ul> <p>(略)</p>
32 頁	<p>5 特別支援教育【第3部会】</p> <p>〔教育指導部学校教育課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>(略)</p> <p>●一人ひとりの障がいの状態などに応じた適切な教育や、教育相談を行う相談づくり、小・中学校におけるLD、ADHD※1等の児童生徒への教育的支援を行う体制の整備が課題となっています。</p>	32 頁	<p>※1「農」</p> <p>土を耕し、森を育て、豊かな海を守る農林水産業の営みと、人々の生活の場である農山漁村、農山漁村に生まれた伝統・文化など広く農林水産業・農山漁村を捉えた概念。</p>
32 頁	<p>5 特別支援教育【第3部会】</p> <p>〔教育指導部学校教育課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>(略)</p> <p>●一人ひとりの障がいの状態などに応じた適切な教育や、教育相談を行う相談づくり、小学校、中学校におけるLD、ADHD※1等の児童生徒への教育的支援を行う体制の整備が課題となっています。</p>	33 頁	<p>5 特別支援教育【第3部会】</p> <p>〔教育指導部学校教育課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>(略)</p> <p>●一人ひとりの障がいの状態などに応じた適切な教育や、教育相談を行う相談づくり、小学校、中学校におけるLD、ADHD※1等の児童生徒への教育的支援を行う体制の整備が課題となっています。</p>

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
32 頁	<p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>障がいのある幼児児童生徒のライフサイクルを見通し適切な支援を行うために、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、主体的に生活、学習することができる力を幼稚園、小・中学校の全教育活動のなかで育成する教育を推進します。</p> <p>（略）</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①特別支援教育充実のための施策の展開</p> <p>○園長・校長のリーダーシップのもと、コーディネーターを中心として園・学校内委員会の充実による支援体制の構築及び「個別の指導計画」に基づく支援体制の充実に努めます。</p> <p>（略）</p>	33 頁	<p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>障がいのある幼児児童生徒のライフサイクルを見通し適切な支援を行うために、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、主体的に生活、学習することができる力を幼稚園、小学校、中学校の全教育活動のなかで育成する教育を推進します。</p> <p>（略）</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①特別支援教育充実のための施策の展開</p> <p><b>☆園長・校長のリーダーシップのもと、コーディネーターを中心として園・学校内委員会の充実による支援体制の構築及び「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」に基づく支援体制の充実に努めます。</b></p> <p>（略）</p>
34 頁	<p>1 共生の心【第 3 部会】</p> <p>〔教育指導部学校教育課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>●国内において「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14 年 3 月閣議決定）に基づき、人権教育・啓発の推進が図られています。</p> <p>●本市では、「高砂市人権教育基本方針」に基づき、人権に関する知的理解と人権感覚の育成を通じて、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことのできる子どもの育成をめざし、人権教育を推進しています。</p> <p>（略）</p> <p>●憲法や教育基本法に則り、発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて、人権尊重の意識を高める必要があります。</p> <p>（略）</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①人権を大切にした教育の充実</p> <p>（略）</p> <p>○幼児児童生徒の心の痛みに気づくなど、人権が尊重されているか判断でき人権感覚を身につけるための教職員研修を充実し</p>	35 頁	<p>1 共生の心【第 3 部会】</p> <p>〔教育指導部学校教育課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>●本市では、「高砂市人権教育基本方針」に基づき、人権に関する知的理解と人権感覚の育成を通じて、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことのできる子どもの育成をめざし、人権教育を推進しています。</p> <p>（略）</p> <p>●憲法や教育基本法に則り、あらゆる機会を通じて、人権尊重の意識を高める必要があります。</p> <p>（略）</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①人権を大切にした教育の充実</p> <p>（略）</p> <p>○幼児児童生徒の心の痛みに気づくなど、人権が尊重されているか判断できる確かな人権感覚を身につけるための教職員研修</p>

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
34 頁	<p>ます。</p> <p>○家庭や地域社会等と連携した人権教育を推進します。 (略)</p>	35 頁	<p>を充実します。</p> <p>○家庭や地域社会等と連携した人権教育を推進します。 <b>☆幼児児童生徒への支援体制を充実し、子どもたちが安心して学習できる環境を整備します。</b> (略)</p>
35 頁	<p>2 生徒指導・教育相談【第 3 部会】 〔教育指導部青少年補導センター〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt; (略)</p> <p>●いじめについて、指導体制の確立を図ってきましたが、今後も累加的な指導をする必要があります。(略)</p> <p>&lt;計 画&gt; (略)</p> <p>②教育相談体制の充実 (略)</p> <p>○「生活アンケート」等の実施により、いじめの兆候をとらえ早期発見、早期支援を行います。 (略)</p> <p>○適応指導教室等、子どもの悩みを受け止める相談機関の充実を図ります。</p>	36 頁	<p>2 生徒指導・教育相談【第 3 部会】 〔教育指導部青少年補導センター〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt; (略)</p> <p>●いじめについて、指導体制の確立を図ってきましたが、今後も指導を積み重ねていくことが必要です。(略)</p> <p>&lt;計 画&gt; (略)</p> <p>②教育相談体制の充実 (略)</p> <p>○「生活アンケート」等の実施により、潜在化した問題の把握に努め、早期発見、早期支援を行います。 (略)</p> <p>○適応指導教室等、子どもの悩みを受け止める相談窓口を周知するとともに、医療機関、NPO 等と連携し、相談体制の充実を図ります。</p>
36 頁	<p>3 体験活動【第 3 部会】 〔教育指導部学校教育課〕</p> <p>(略)</p> <p>&lt;施策の方向&gt;</p> <p>①児童生徒の発達段階に応じた体験活動の充実</p> <p>②環境学習・教育の推進</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①児童生徒の発達段階に応じた体験活動の充実</p> <p>○発達段階に応じた、体系的な体験活動の実施を推進します。</p> <p>○環境体験活動、社会奉仕活動体験、福祉体験の実施を推進します。</p>	37 頁	<p>3 体験活動【第 3 部会】 〔教育指導部学校教育課〕</p> <p>(略)</p> <p>&lt;施策の方向&gt;</p> <p>①体験活動の充実</p> <p>②環境学習・教育の推進</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①体験活動の充実</p> <p><b>☆発達段階に応じ、体系的な体験活動を実施します。</b></p> <p>○環境体験活動や社会奉仕活動体験、福祉体験を実施します。</p>



旧（平成22年3月18日【第2版】）		新（平成22年6月24日【第3版】）	
36 頁	<p>②環境学習・教育の推進</p> <p>○環境問題に関する意識の向上に向けた啓発・啓蒙活動に取り組めます。</p> <p>（略）</p>	37 頁	<p>②環境学習・教育の推進</p> <p>○環境問題に関する意識の向上に向けた啓発活動に取り組めます。</p> <p>（略）</p>
37 頁	<p>第3節 安全安心で信頼される園・学校づくり</p> <p>1 学校の組織力【第3部会】</p> <p>〔教育指導部学校教育課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>（略）</p> <p>●今後も、魅力ある幼稚園、小・中学校づくりを推進するために、保護者や地域住民に教育活動に関する情報を積極的に提供したり、意見等を得たりしながら、開かれた学校づくりに取り組むことが重要となっています。</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>園長・校長のリーダーシップのもと、教育活動に取り組む協働体制を確立し、「チーム」として組織的に活動します。また、保護者や地域住民に教育活動に関する情報を積極的に提供し、地域とともに魅力ある幼稚園、小・中学校づくりを推進します。</p> <p>（略）</p>	38 頁	<p>第3節 安全安心で信頼される園・学校づくり</p> <p>1 学校の組織力【第3部会】</p> <p>〔教育指導部学校教育課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>（略）</p> <p>●今後も、魅力ある幼稚園、小学校、中学校づくりを推進するために、保護者や地域住民に教育活動に関する情報を積極的に提供したり、意見等を得たりしながら、開かれた学校づくりに取り組むことが重要となっています。</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>園長・校長のリーダーシップのもと、教育活動に取り組む協働体制を確立し、「チーム」として組織的に活動します。また、保護者や地域住民に教育活動に関する情報を積極的に提供し、地域とともに魅力ある幼稚園、小学校、中学校づくりを推進します。</p> <p>（略）</p>
39 頁	<p>2 教職員の資質能力【第3部会】</p> <p>〔教育指導部学校教育課〕</p> <p>（略）</p> <p>&lt;計画&gt;</p> <p>①教職員の資質と実践的指導力の向上</p> <p>○教職員の経験や能力に応じた研修を充実し、「教育のプロ」としての資質、実践力を高めます。</p> <p>（略）</p>	40 頁	<p>2 教職員の資質能力【第3部会】</p> <p>〔教育指導部学校教育課〕</p> <p>（略）</p> <p>&lt;計画&gt;</p> <p>①教職員の資質と実践的指導力の向上</p> <p>☆教職員の経験や能力に応じた研修を充実し、「教育のプロ」としての専門性、実践力を高めます。</p> <p>（略）</p>
40 頁	<p>3 学習環境【第3部会】</p> <p>〔教育総務部総務課・学務課〕</p> <p>〔教育指導部学校教育課・青少年補導センター〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p>	41 頁	<p>3 学習環境【第3部会】</p> <p>〔教育総務部総務課・学務課〕</p> <p>〔教育指導部学校教育課・青少年補導センター〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p>

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
40 頁	<p>●幼稚園、小・中学校は、子どもたちの「学びの場」であり一日の大半を過ごす「生活の場」であるとともに、災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たします。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>(略)</p> <p>②学習環境の整備・充実</p> <p>(略)</p> <p>○高砂市耐震改修促進計画に基づく園・学校施設の耐震化事業を進めます。</p> <p>○学校図書の実、新学習指導要領に対応する備品等の充実に努めます。</p> <p>(略)</p>	41 頁	<p>●幼稚園、小学校、中学校は、子どもたちの「学びの場」であり一日の大半を過ごす「生活の場」であるとともに、災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たします。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>(略)</p> <p>②学習環境の整備・充実</p> <p>(略)</p> <p><b>☆高砂市耐震改修促進計画に基づく園・学校施設の耐震化事業を進めます。</b></p> <p>○児童生徒数の将来予測をふまえ、良好な教育環境の創出による<b>学校施設の整備、改修に取り組めます。</b></p> <p>○学校図書の実、新学習指導要領に対応する備品等の充実に努めます。</p> <p>(略)</p>
42 頁	<p>4 教育委員会機能【第 3 部会】 〔教育総務部総務課〕</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①教育委員会の体制の充実</p> <p>○教育委員会での提言審議だけでなく、学校現場の状況の聞き取りや把握に努め、行事参加を通して市民へ教育についての啓蒙に努めます。</p> <p>○教育環境の動向に注視し、積極的な研修参加に努めます。</p> <p>②教育委員会の点検・評価の実施</p> <p>○教育委員会の方針に沿って立てた教育行政が執行されているか、有識者の知見の活用を図り、自ら点検・評価します。</p> <p>(略)</p>	43 頁	<p>4 教育委員会機能【第 3 部会】 〔教育総務部総務課〕</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①教育委員会の体制の充実</p> <p><b>☆教育委員会での提言審議はもとより、学校現場の状況の聞き取りや把握に努め、行事参加を通して市民へ教育についての啓蒙に努めます。</b></p> <p>○教育環境の動向に注視し、積極的な研修参加に努めます。</p> <p>○教育の推進方針や学校教育の取組み、教育活動の状況などの教育情報の提供に努めます。</p> <p>②教育委員会の点検・評価の実施</p> <p>○教育委員会の方針に沿って立てた教育行政が執行されているか、有識者の知見の活用を図り、自ら点検・評価し、<b>事業活動の充実に努めます。</b></p> <p>(略)</p>

旧（平成22年3月18日【第2版】）		新（平成22年6月24日【第3版】）	
43 頁	<p>第4節 連携した教育の支援</p> <p>1 家庭の教育力【第3部会】 〔教育指導部学校教育課〕</p> <p>（略）</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>（略）</p> <p>②子どもの基本的な生活習慣の育成に向けた取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「早寝早起き朝ごはん」運動を推進します。</li> <li>○家庭学習の啓発資料を各家庭に配布する等、家庭における生活習慣・学習習慣の確立に努めます。</li> </ul> <p>（略）</p>	44 頁	<p>第4節 連携した教育の支援</p> <p>1 家庭の教育力【第3部会】 〔教育指導部学校教育課〕</p> <p>（略）</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>（略）</p> <p>②子どもの基本的な生活習慣の育成に向けた取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「早寝・早起き・朝ごはん・あいさつ」運動を推進します。</li> <li>○家庭学習の啓発資料を各家庭に配布する等、家庭における生活習慣・学習習慣の確立に努めます。</li> <li>○次世代の親がたくましく人間として成長し、将来の新たな問題にも柔軟に乗り切れるような土台づくりを行います。</li> </ul> <p>（略）</p>
44 頁	<p>2 地域の教育力【第3部会】 〔教育指導部生涯学習課・青少年課・青少年補導センター〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>（略）</p> <p>●このような状況のなかで、子どもの成長において、学校、家庭、地域が相互に連携協力し、一体となって教育に取り組むことが重要となっています。</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>学校、家庭、地域が連携し、家庭や地域の教育力の向上を図り、社会全体で子どもたちの「生きる力」を育む環境づくりを推進します。</p> <p>（略）</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①地域による学校支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園、小・中学校と連携したPTCA活動※1の充実に努めます。</li> </ul> <p>（略）</p>	45 頁	<p>2 地域の教育力【第3部会】 〔教育指導部生涯学習課・青少年課・青少年補導センター〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>（略）</p> <p>●このような状況のなかで、子どもの成長において、家庭・学校・地域が相互に連携協力し、一体となって教育に取り組むことが重要となっています。</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>家庭・学校・地域が連携し、家庭や地域の教育力の向上を図り、社会全体で子どもたちの「生きる力」を育む環境づくりを推進します。</p> <p>（略）</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①地域による学校支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園、小学校、中学校と連携したPTCA活動※1の充実に努めます。</li> </ul> <p>（略）</p>

旧（平成22年3月18日【第2版】）		新（平成22年6月24日【第3版】）	
44 頁	○地域ぐるみで学校支援をめざして、諸団体との連携を図ります。 (略)	45 頁	○放課後や長期休業期間中における子どもの居場所づくりや体験活動を推進するため、諸団体との連携を図ります。 (略)
45 頁	※1 P T C A活動 家庭(Parents)・学校(Teacher)・地域(Community)が相互扶助のパートナーシップ(Association)を形成した「三位一体型の学校、共に協力しあい、共に考え、共に育ち合う教育環境」 (略)	46 頁	※1 P T C A活動 家庭(Parents)・学校(Teacher)・地域(Community)が相互扶助のパートナーシップ(Association)を形成した「三位一体型の学校、共に協力しあい、共に考え、共に育ち合う教育環境」 <b>をめざす活動。</b> (略)
46 頁	第5節 生涯学習社会づくり 1 社会教育・生涯学習【第3部会】 〔教育指導部生涯学習課・中央公民館・図書館・教育センター・青年の家〕 ＜現況と課題＞ (略) ●管理運営事業の合理化、効率化に向け、民間による管理運営事業への移行等を検討していきます。 ＜施策の目標＞ 多様化、高度化する市民の学習要求にこたえる生涯学習の推進を図るため、学校、家庭、地域社会が連携を深め、多様で幅広い学習情報と学習機会の提供に努めます。(略) (略) ＜計 画＞ ①社会教育施設等の整備・運営 ○施設、設備を計画的に改修します。また、図書館等の施設建設については、様々な角度から検討を加え構想を策定し、早期実現に向けて取り組みます。 ○運営面では、市民のニーズ、社会情勢に対応した学習の場を提供し、市民が主体的に取り組む個性豊かで活力のある地域づくりを支援します。また、管理運営事業の合理化、効率化に向け、民間による管理運営事業への移行等について検討します。 (略)	47 頁	第5節 生涯学習社会づくり 1 社会教育・生涯学習【第3部会】 〔教育指導部生涯学習課・中央公民館・図書館・教育センター・青年の家〕 ＜現況と課題＞ (略) ●施設については、さまざまな角度から管理運営を検討していきます。 ＜施策の目標＞ 多様化、高度化する市民の学習要求にこたえる生涯学習の推進を図るため、家庭・学校・地域が連携を深め、多様で幅広い学習情報と学習機会の提供に努めます。(略) (略) ＜計 画＞ ①社会教育施設等の整備・運営 ☆施設、設備を計画的に改修します。また、図書館等の施設建設については、様々な角度から検討を加え構想を策定し、早期建設に向けて取り組みます。 ○運営面では、市民のニーズ、社会情勢に対応した学習の場を提供し、市民が主体的に取り組む個性豊かで活力のある地域づくりを支援します。また、利用者の意見や要望も取り入れ、利用者の立場に立った運営体制を構築します。 (略)

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
48 頁	<p>2 生涯スポーツ【第 3 部会】 〔教育総務部スポーツ振興課〕</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①スポーツ活動の推進</p> <p>(略)</p> <p>○体育協会が行う活動を支援するとともに、各種スポーツ団体、サークルの育成と活動の促進を図ります。</p> <p>(略)</p>	49 頁	<p>2 生涯スポーツ【第 3 部会】 〔教育総務部スポーツ振興課〕</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①スポーツ活動の推進</p> <p>(略)</p> <p>○各種スポーツ団体、サークルの育成と活動の促進を図るため、体育協会が行う活動を支援します。</p> <p>(略)</p>
50 頁	<p>第 6 節 創造性豊かな芸術・文化の振興</p> <p>1 芸術・文化【第 2 部会】【第 3 部会】 〔生活環境部産業振興課〕〔教育指導部生涯学習課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>(略)</p> <p>●歴史的建造物や郷土が生んだ優れた人材の資料等は、市民の貴重な財産であるという認識を深め、重要性の啓発に努める必要があります。</p> <p>●時代やニーズにあったハード・ソフト両面の施設リニューアルの検討が必要であり、文化会館大ホールの音響設備等、設備の計画的な補修・更新等が必要となっています。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①個性ある地域づくりの推進</p> <p>(略)</p>	51 頁	<p>第 6 節 創造性豊かな芸術・文化の振興</p> <p>1 芸術・文化【第 2 部会】【第 3 部会】 〔生活環境部産業振興課〕〔教育指導部生涯学習課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>(略)</p> <p>●歴史的建造物や郷土が生んだ優れた人材の資料等は、市民の貴重な財産であるという認識を深め、重要性の啓発に努める必要があります。</p> <p>●本市は、古くからめでたい謡曲としてうたわれ親しまれた「高砂ゆかりの地です。</p> <p>●時代やニーズにあったハード・ソフト両面の施設リニューアルの検討が必要であり、文化会館大ホールの音響設備等、設備の計画的な補修・更新等が必要となっています。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①個性ある地域づくりの推進</p> <p>(略)</p>
51 頁	<p>○文化財の保存と活用を図り、歴史文化基本構想に基づく文化財を活かしたまちづくりに努めます。</p> <p>(略)</p>	52 頁	<p>☆文化財の保存と活用を図り、歴史文化基本構想に基づく文化財を活かしたまちづくりに努めます。</p> <p>☆市民一人ひとりが、謡曲「高砂」※1を謡える郷土愛に満ちたまちをめざします。</p> <p>(略)</p>

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
51 頁	<p>③芸術・文化活動の推進 (略)</p> <p>○各種団体と連携と、新たな芸術・文化への挑戦や創造を支援します。</p> <p>○現在、芸術活動の発表の場として提供している市民ギャラリー「あいぽっと」やたかさご万灯祭「ジャズギャラリー」のさらなる充実と、公共施設の空スペースや商業集積地、公園など、行政と民間が一体となって、市民が芸術、文化を発表できる場所を提供し、街全体が芸術と文化にあふれる都市をめざします。</p> <p>(略)</p>	52 頁	<p>③芸術・文化活動の推進 (略)</p> <p>○文化連盟等との連携のもと、新たな芸術・文化活動への支援や育成に努めます。</p> <p>☆現在、芸術活動の発表の場として提供している市民ギャラリー「あいぽっと」やたかさご万灯祭「ジャズギャラリー」のさらなる充実と、公共施設の空スペースや商業集積地、公園など、行政と民間が一体となって、市民が芸術、文化を発表できる場所を提供し、街全体が芸術と文化にあふれるまちをめざします。</p> <p>○市内の芸術・文化活動を推進するとともに、他市との交流を行うことによりさらなる活動の場を広げます。</p> <p>(略)</p> <p>※1 謡曲「高砂」</p> <p>「高砂や この浦舟に 帆を上げて 〜」で始まるおめでたい謡(うたい)として結婚式に欠かせない謡曲「高砂」は、室町時代に能を完成させ、謡曲の神様ともいわれる世阿弥元清の作品。</p> <p>物語は阿蘇の神主友成が上京の途中高砂の浦に立ち寄った際、相生の松の精である老人夫婦と出会うところから始まり、夫婦愛、長寿の理想をあらわした謡曲の代表作。</p>
52 頁	<p>2 市史編さん【第 1 部会】 〔企画総務部市史編さん課〕</p> <p>(略)</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>高砂市の歴史を正しく紐解き内外に発信していくため、市民の協力を得ながら市史を計画的に刊行します。</p> <p>刊行後は、本市の歴史や文化についてホームページ等で一層の普及に努めます。</p> <p>(略)</p>	53 頁	<p>2 市史編さん【第 1 部会】 〔企画総務部市史編さん課〕</p> <p>(略)</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>本市の歴史を正しく紐解き内外に発信していくため、市民の協力を得ながら市史を計画的に刊行し、本市の歴史や文化についてホームページ等で一層の普及に努めます。</p> <p>(略)</p>
53 頁	<p>3 国際交流【第 2 部会】 〔生活環境部市民活動推進課〕</p> <p>(略)</p>	54 頁	<p>3 国際交流【第 2 部会】 〔生活環境部市民活動推進課〕</p> <p>(略)</p>

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
54 頁	<p>第 7 節 個性を認めあえる人種の尊重</p> <p>1 人権教育・人権啓発【第 3 部会】 〔福祉部人権推進室〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt; (略)</p> <p>●人権文化あふれる高砂市の実現に向けて、講演会や研修会を充実させ、各種関係機関との連携を強化していく必要があります。</p> <p>&lt;施策の目標&gt; すべての人々の基本的人権を尊重し、人権という普遍的な文化の息づく社会を築くために、園・学校、家庭、地域社会などあらゆる場や機会を通して、様々な人権問題に対する人権教育・啓発を推進します。</p> <p>&lt;施策の方向&gt;</p> <p>①園・学校、家庭、地域、職場での人権意識の高揚 (略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①園・学校、家庭、地域、職場での人権意識の高揚 (略)</p> <p>○人権講演会や研修会をそれぞれの地域や、職場にあわせて企画し実施します。 (略)</p> <p>②各種関係機関との連携の強化 (略)</p> <p>○園・学校、家庭、地域、職場などそれぞれの場所と行政関係部署との連携を強化するための連絡会を必要に応じて開催します。 (略)</p>	55 頁	<p>第 7 節 個性を認めあえる人種の尊重</p> <p>1 人権教育・人権啓発【第 3 部会】 〔福祉部人権推進室〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt; (略)</p> <p>●人権意識にみちた高砂市の実現に向けて、講演会や研修会を充実させ、各種関係機関との連携を強化していく必要があります。</p> <p>&lt;施策の目標&gt; すべての人々の基本的人権を尊重し、人権という普遍的な文化の息づく社会を築くために、家庭、園・学校、地域社会などあらゆる場や機会を通して、様々な人権問題に対する人権教育・啓発を推進します。</p> <p>&lt;施策の方向&gt;</p> <p>①家庭、園・学校、地域、職場での人権意識の高揚 (略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①家庭、園・学校、地域、職場での人権意識の高揚 (略)</p> <p>☆人権意識を高めるため、人権講演会や研修会をそれぞれの地域や、職場にあわせて企画し実施します。 (略)</p> <p>②各種関係機関との連携の強化 (略)</p> <p>○家庭、園・学校、地域、職場などそれぞれの場所と行政関係部署との連携を強化するための連絡会を必要に応じて開催します。 (略)</p>
56 頁	<p>2 男女共同参画【第 2 部会】 〔生活環境部市民活動推進課〕</p> <p>(略)</p> <p>&lt;施策の方向&gt; (略)</p>	57 頁	<p>2 男女共同参画【第 2 部会】 〔生活環境部市民活動推進課〕</p> <p>(略)</p> <p>&lt;施策の方向&gt; (略)</p>

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
56 頁	<p>②男女共同参画の意義についての男性理解の深化 （略） ＜計 画＞ （略）</p> <p>②男女共同参画の意義についての男性理解の深化 ○地域において、とくに男性にとっての男女共同参画を推進します。 （略）</p>	57 頁	<p>②男女共同参画の意義の浸透 （略） ＜計 画＞ （略）</p> <p>②男女共同参画の意義の浸透 ○地域において、とくに意識啓発に努め、男女共同参画社会の形成を諮ります。 （略）</p>
57 頁	<p>⑤男女共同参画の視点に立った社会システムの構築や、施策の立案・実施・評価 （略） ○監視・評価システム体制の強化を図ります。 （略）</p>	58 頁	<p>⑤男女共同参画の視点に立った社会システムの構築や、施策の立案・実施・評価 （略） ○監視・評価システム体制の強化を図ります。 ☆諸施策を総合的に推進するため、男女共同参画センターにおいて、相談業務を充実するとともに、さらなる推進体制の整備を図ります。 （略）</p>
58 頁	<p>第 4 章 地域の暮らしを守る安全安心都市 （略）</p>	59 頁	<p>第 4 章 地域の暮らしを守る安全安心都市 （略）</p>
59 頁	<p>第 1 節 総合的な安全体制づくり 1 消防【第 1 部会】 〔消防本部〕 （略） ＜施策の目標＞ かけがえのない生命や財産を不慮の災害から守るため、予防体制の充実や消防施設、消防車両の整備、通信指令体制の高度情報化など適正な消防力の維持を図ります。消防体制を強化するとともに、市民の防火意識の高揚に努めます。消防団員の確保を図るとともに、事業所等の消防団活動に対する理解と協力を求め、活動環境の整備を推進します。</p>	60 頁	<p>第 1 節 総合的な安全体制づくり 1 消防【第 1 部会】 〔消防本部〕 （略） ＜施策の目標＞ かけがえのない生命や財産を不慮の災害から守るため、予防体制の充実や消防施設、消防車両の整備、通信指令体制の高度情報化など消防体制の強化を図るとともに、市民の防火意識の高揚に努めます。消防団員の確保を図るとともに、事業所等の消防団活動に対する理解と協力を求め、活動環境の整備を推進します。</p>



旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
59 頁	<p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①防火意識の高揚</p> <p>○様々な広報媒体を活用した効果的な防火啓発活動の充実に向けて、地域ごとの初期消火訓練等はもとより、災害弱者である高齢者や障がい者等を対象とした防火講習会の開催に努めます。</p> <p>(略)</p>	60 頁	<p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①防火意識の高揚</p> <p>○地域ごとの初期消火訓練等はもとより、災害時要援護者である高齢者や障がい者等を対象とした防災教室を開催するほか、様々な広報媒体を活用した効果的な防火啓発活動を充実します。</p> <p>(略)</p>
60 頁	<p>■関連計画</p> <p>◆高砂市消防計画</p> <p>基本理念：かけがえのない生命や財産を不慮の災害から守るため、予防体制の充実や消防施設、消防車両の整備、通信指令体制の高度情報化など適正な消防力の維持を図り、消防体制を強化するとともに、市民の防火意識の高揚に努めます。</p>	61 頁	<p>■関連計画</p> <p>◆高砂市消防計画</p> <p>基本理念：かけがえのない生命や財産を不慮の災害から守るため、予防体制の充実や消防施設、消防車両の整備、通信指令体制の高度情報化など消防体制の強化を図るとともに、市民の防火意識の高揚に努めます。</p>
61 頁	<p>2 救急【第 1 部会】 〔消防本部〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>(略)</p> <p>●本市の救急隊が搬送したすべての心肺停止傷病者の救命効果は全国水準と比較しても高く、地域におけるメディカルコントロール体制※1 のさらなる充実強化を図るとともに、医療機関と密接な関係を構築し、今後も救命率を向上させる必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①応急処置の普及・啓発</p> <p>○尊い生命を救うため、救急自動車到着前にバイスタンダー※2 による応急手当が適切に実施されるよう、一般市民に対し応急手当の普及啓発と救命講習の開催を推進するとともに、救急車の適正利用の周知に努めます。</p> <p>(略)</p>	62 頁	<p>2 救急【第 1 部会】 〔消防本部〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>(略)</p> <p>●本市の救急隊が搬送したすべての心肺停止傷病者の救命効果は全国水準と比較しても高い状況にあるが、地域におけるメディカルコントロール体制※1 のさらなる充実強化を図るとともに、広域的に医療機関と密接な関係を構築し、今後も救命率を向上させる必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①応急処置の普及・啓発</p> <p>☆尊い生命を救うため、救急自動車到着前にバイスタンダー※2 による応急手当が適切に実施されるよう、一般市民に対し応急手当の普及啓発と AED※3 の取扱いを含む救命講習の開催を推進するとともに、救急車の適正利用の周知に努めます。</p> <p>(略)</p>
62 頁	※1 メディカルコントロール（MC）体制	63 頁	※1 メディカルコントロール（MC）体制

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
62 頁	<p>MC 体制とは医師の指示、指導・助言体制、救急活動の事後検証体制、救急救命士の再教育体制</p> <p>※2 バイスタンダー</p> <p>救急現場に居あわせた人（発見者、同伴者等）のことで、適切な処置ができる人員が到着するまでの間に、救命のための心肺蘇生法等の応急手当を適切に行うことで、救命率を格段に伸ばせる人員</p>	63 頁	<p>MC 体制とは医師の指示、指導・助言体制、救急活動の事後検証体制、救急救命士の再教育体制をいう。</p> <p>※2 バイスタンダー</p> <p>救急現場に居あわせた人（発見者、同伴者等）のことで、適切な処置ができる人員が到着するまでの間に、救命のための心肺蘇生法等の応急手当を適切に行うことで、救命率を格段に伸ばせる。</p> <p>※3 AED</p> <p>自動体外式除細動機（AED）は、心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショック（除細動）を与え、心臓の動きを戻すことを試みる医療機器。</p>
63 頁	<p>3 防災【第 1 部会】【第 2 部会】</p> <p>〔企画総務部危機管理室〕</p> <p>〔まちづくり部まちづくり推進課・建設課・建築指導課〕</p> <p>（略）</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>災害から市民の生命、身体及び財産を守るとともに、災害による被害の軽減に努め、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ります。また、防災拠点としての公共施設の整備や安全な避難体制の確立をはじめ、迅速な情報の提供、処理など防災基盤の強化を図り、地域における防災対応力を向上するなど、災害に強いまちづくりを推進します。</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①防災基盤の整備</p> <p>（略）</p>	64 頁	<p>3 防災【第 1 部会】【第 2 部会】</p> <p>〔企画総務部危機管理室〕</p> <p>〔まちづくり部まちづくり推進課・建設課・建築指導課〕</p> <p>（略）</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>災害から市民の生命、身体及び財産を守るとともに、災害による被害の軽減を図るため、地域の防災力を高めます。また、防災拠点としての公共施設の整備や安全な避難体制の確立をはじめ、迅速な情報の提供、処理など防災体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進します。</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①防災基盤の整備</p> <p>（略）</p>
64 頁	<p>○河川、ため池及び下水道の計画的な整備、改修による浸水に強いまちづくりの推進を図ります。</p> <p>○老朽木造建築物の集約化や建替えなどによる火災に強いまちづくりを推進します。</p> <p>（略）</p> <p>②自主防災体制の推進</p> <p>○学校教育や社会教育などあらゆる機会を通じて防災教育を推進するとともに、市民参加の防災訓練の実施や防災講習会や出</p>	65 頁	<p>☆河川、水路、ため池の改修及び下水道の計画的整備による浸水に強いまちづくりを推進します。</p> <p>○建物の不燃化促進などによる火災に強いまちづくりを推進します。</p> <p>（略）</p> <p>②自主防災体制の推進</p> <p>○学校教育や社会教育などあらゆる機会を通じて防災教育を推進するとともに、市民参加の防災訓練の実施やハザードマップ</p>

	旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		
64 頁	<p>前講座の開催などにより、防災知識の普及、啓発に努め、市民の防災意識の高揚を図ります。</p> <p>○地域が連携した自主的な防災活動を支援するため、自治会等を中心とした自主防災組織の育成、強化を図ります。</p> <p>③防災対応力の充実</p> <p>○初動体制の確立や災害対策本部機能の強化、救助救出体制、緊急輸送体制の整備など総合的な防災体制を確立します。</p> <p>○防災行政無線、防災ネットたかさごなどを活用し、多元的に情報を収集・発信する災害情報システムを構築します。</p> <p>○災害対策の基本となる地域防災計画を適宜見直し、実効性の確保に努めます。</p> <p>○武力攻撃事態等が発生した場合には、高砂市国民保護計画に基づき、避難・救援等の措置を行います。</p> <p>④宅地の安全性の確保</p> <p>○山腹崩壊、急傾斜地等危険箇所での災害防止対策及び解消に努めます。</p> <p>⑤建築物の耐震化</p> <p>○助成制度（特に民間建築物への助成）の策定を検討するとともに、耐震改修促進計画の実施を推進し、市民への耐震意識の向上を図ります。</p> <p>（略）</p> <p>■関連計画</p> <p>（略）</p> <p>◆高砂市公共建築物耐震改修事業実施計画</p> <p>【2006 年（平成 18 年）10 月～2015 年度（27 年度）】</p>	<p>65 頁</p> <p>等を活用した防災講習会・出前講座の開催などにより、防災知識の普及、啓発に努め、市民の防災意識の高揚を図ります。</p> <p>○地域が連携した自主的な防災活動を支援するため、自治会を中心とした自主防災組織の育成、強化を図ります。</p> <p>③防災対応力の充実</p> <p>○災害対策の基本となる高砂市地域防災計画を適宜見直し、実効性の確保に努めます。</p> <p>○初動体制の確立や災害対策本部機能の強化、救助救出体制、緊急輸送体制の整備など総合的な防災体制を確立します。</p> <p>○市民に正確かつ迅速に情報を伝達するため、防災行政無線、防災ネットたかさごなどを活用するとともに、多元的に情報を収集・発信する災害情報システムを導入していきます。</p> <p>○高齢者、障がい者等の災害時要援護者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応が図れるよう、地域と連携して、支援体制づくりを推進します。</p> <p>○相互応援協定に基づき、東播磨地域をはじめとする近隣市町との連携に努めるとともに、大規模災害にも対応できるよう、広域災害ネットワーク災害時応援協定の拡充・拡大を図ります。</p> <p>○武力攻撃事態等が発生した場合には、高砂市国民保護計画に基づき、避難・救援等の措置を行います。</p> <p>④宅地の安全性の確保</p> <p>○山腹崩壊、急傾斜地等危険箇所の定期的な点検を実施するとともに、計画的防止対策に努めます。</p> <p>⑤建築物の耐震化</p> <p>☆助成制度（特に民間建築物への助成）の策定を検討するとともに、高砂市耐震改修促進計画の実施を推進し、市民への耐震意識の向上を図ります。</p> <p>（略）</p> <p>■関連計画</p> <p>（略）</p> <p>◆高砂市公共建築物耐震改修事業実施計画</p> <p>【2006 年（平成 18 年）10 月～2015 年度（27 年度）】</p>	

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
64 頁	<p>◆高砂市都市計画マスタープラン（策定中） 【2011 年度(平成 23 年度)～2031 年度（平成 43 年度）】 (略)</p>	66 頁	<p>◆<b>東南海・南海地震防災対策推進計画</b> 【2004 年（平成 16 年）10 月策定】 ◆高砂市都市計画マスタープラン（策定中） 【2011 年度(平成 23 年度)～2031 年度（平成 43 年度）】 (略)</p>
65 頁	<p>4 防犯【第 1 部会】 〔企画総務部危機管理室〕 ＜現況と課題＞ (略) ●市民自らの防犯意識が高まるなか、関係機関、関係団体や家庭、学校、地域との連携、協力をより一層深めることにより環境の浄化や青少年の健全育成に努め、すべての市民が安全で安心して暮らすことのできる犯罪のない明るい地域社会づくりを推進していく必要があります。 ＜施策の目標＞ 関係機関、関係団体、地域社会との連携により、防犯意識を普及、啓発していきます。地域、学校、家庭での対話等を通じて、市民一人ひとりの社会道徳や防犯意識の高揚に努め、安全で安心なまちづくりを推進します。また、防犯灯の設置等、防犯環境の整備を推進します。 (略) ＜計 画＞ ①防犯意識の高揚 ○警察、防犯協会、地域の子ども見守り団体との連携による普及、啓発や地域、学校、家庭での対話等を通じて、市民一人ひとりの社会道徳や防犯意識の高揚に努めます。 (略) ○迅速な犯罪情報や防犯情報を取得するため、ひょうご防犯ネットの普及促進に努めます。 (略)</p>	67 頁	<p>4 防犯【第 1 部会】 〔企画総務部危機管理室〕 ＜現況と課題＞ (略) ●市民自らの防犯意識が高まるなか、関係機関、関係団体や家庭、学校、地域との連携、協力をより一層深めることにより<b>地域社会</b>の環境の浄化や青少年の健全育成に努め、すべての市民が安全で安心して暮らすことのできる犯罪のない明るい地域社会づくりを推進していく必要があります。 ＜施策の目標＞ 関係機関、関係団体、地域社会との連携により、防犯意識を普及、啓発していきます。<b>家庭、学校、地域</b>での対話等を通じて、市民一人ひとりの社会道徳や防犯意識の高揚に努め、安全で安心なまちづくりを推進します。また、防犯灯の設置等、防犯環境の整備を推進します。 (略) ＜計 画＞ ①防犯意識の高揚 ☆<b>警察、防犯協会、地域の子ども見守り団体との連携による普及、啓発や家庭、学校、地域での対話等を通じて、市民一人ひとりの社会道徳や防犯意識の高揚に努めます。</b> (略) ○犯罪情報や防犯情報を迅速に取得できるよう、ひょうご防犯ネットの普及促進に努めます。 (略)</p>
66 頁	<p>5 交通安全【第 2 部会】 〔まちづくり部管理課・建設課〕</p>	68 頁	<p>5 交通安全【第 2 部会】 〔まちづくり部管理課・建設課〕</p>

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
66 頁	<p>(略)</p> <p>■関連計画</p> <p>◆第 9 次高砂市交通安全計画（策定中）</p>	68 頁	<p>(略)</p> <p>■関連計画</p> <p>◆第 9 次高砂市交通安全計画（予定）</p>
67 頁	<p>第 2 節 安全で平和な市民生活支援</p> <p>1 平和行政【第 1 部会】</p> <p style="text-align: right;">〔企画総務部総務課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>(略)</p> <p>●本市では、昭和 57 年に核兵器を廃絶し、国際平和を実現するため「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。</p> <p>(略)</p>	69 頁	<p>第 2 節 安全で平和な市民生活支援</p> <p>1 平和行政【第 1 部会】</p> <p style="text-align: right;">〔企画総務部総務課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>(略)</p> <p>●本市では、昭和 57 年に核兵器の廃絶と国際平和を実現するため「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。</p> <p>(略)</p>
68 頁	<p>2 消費生活【第 2 部会】</p> <p style="text-align: right;">〔生活環境部市民活動推進課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>●近年、消費者取引の多様化及び複雑化を受け、従来 of 消費者取引に関するルールのすき間をぬった、様々な消費者トラブルが発生しています。</p> <p>(略)</p> <p>●消費者全体が、トラブルを防止するために必要な知識を得られることが大事であり、学校、地域、家庭、職場など様々な場所で生涯を通じて消費者教育が受けられ、また消費者事故等に関する情報が得られる環境づくりが課題となっています。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>(略)</p> <p>③消費者教育の推進</p> <p style="text-align: center;">○消費生活センターと国民生活センターとを結ぶネットワーク</p>	70 頁	<p>2 消費生活【第 2 部会】</p> <p style="text-align: right;">〔生活環境部市民活動推進課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>●近年、消費者取引の多様化及び複雑化を受け、従来 of 消費者取引に関するルールのすき間をぬった、様々な消費者トラブルが発生しています。</p> <p>●「消費者の権利の尊重・自立の支援」を基本に、事業者による適正な事業確保をしつつ、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、消費者に関連する法の整備とあわせて、平成 21 年 9 月に消費者庁・消費者委員会が設置されました。</p> <p>(略)</p> <p>●消費者全体が、トラブルを防止するために必要な知識を得られることが大事であり、家庭、学校、地域、職場など様々な場所で生涯を通じて消費者教育が受けられ、また消費者事故等に関する情報が得られる環境づくりが課題となっています。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>(略)</p> <p>③消費者教育の推進</p> <p style="text-align: center;">☆消費生活センターと国民生活センターとを結ぶネットワーク</p>

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
68 頁	システムを利用し、消費者事故に関する情報を収集・提供・活用する消費者教育のより一層の推進を図ります。	70 頁	システムを利用し、消費者事故に関する情報を収集・提供・活用する消費者教育のより一層の推進を図ります。
		71 頁	○消費生活相談員が、自治会等の要望を受け、各地域において消費者教育に係る講演等を実施していきます。
69 頁	第 5 章 自然と調和した環境共生都市 (略)	72 頁	第 5 章 自然と調和した環境共生都市 (略)
70 頁	第 1 節 快適な生活環境の充実 1 水道【第 2 部会】 〔水道事業所〕 (略)	73 頁	第 1 節 快適な生活環境の充実 1 水道【第 2 部会】 〔水道事業所〕 (略)
72 頁	2 ごみ処理【第 2 部会】 〔美化センター美化第一課〕 (略) <施策の方向> (略) ④ごみ処理有料化導入の検討 ⑤ごみ広域処理導入の検討 (略) <計 画> (略) ③ごみ減量化の推進 (略) ○自治会、ごみ減量推進委員会等と連絡を密にとるとともに巡回パトロールの強化に努めます。	75 頁	2 ごみ処理【第 2 部会】 〔美化センター美化第一課〕 (略) <施策の方向> (略) ④ごみ処理有料化の検討 ⑤ごみ広域処理の検討 (略) <計 画> (略) ③ごみ減量化の推進 (略) ○自治会、ごみ減量推進委員会等と連絡を密にとるとともに巡回パトロールの強化に努めます。 ○ごみ分別品目の細分化に伴う分別収集品等の一時保管場所について、旧焼却炉棟、旧破碎機棟の解体後、跡地も含めて検討します。
	④ごみ処理有料化導入の検討 ○ごみ減量化の推進及びごみ排出量に応じた負担の公平化を図	76 頁	④ごみ処理有料化の検討 ○ごみ減量化の推進及びごみ排出量に応じた負担の公平化を図

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
72 頁	るため、有料化対象品目を検討し、近隣市町の動向調査及び調整を行うことにより、不法投棄防止を図りつつ <b>有料化導入</b> を検討します。	76 頁	るため、有料化対象品目を検討し、近隣市町の動向調査及び調整を行うことにより、不法投棄防止を図りつつ <b>有料化</b> を検討します。
73 頁	⑤ <b>ごみ広域処理導入の検討</b> ○次期ごみ処理施設について、近隣市町と協議を進め <b>広域処理の導入</b> を検討します。 (略)	⑤ <b>ごみ広域処理の検討</b> <b>☆次期ごみ処理施設について、近隣市町と協議を進め広域処理の検討</b> をします。 (略)	
74 頁	3 下水道【第 2 部会】 〔下水道部計画管理課〕 <現況と課題> ●下水道は、国民生活を支えるための基盤施設であり、公衆衛生向上、生活環境改善、川・海・水路といった <b>公共水域</b> の水質改善に貢献しています。 (略) ●本市では、平成 20 年度末の人口普及率 86.7%と全国平均の 72.7%より高く、県内平均の 90.7%より低くなっています。 (略) ●財政状況や時代に即応した効率的な整備手法が求められています。 (略)  <計 画> (略) ② <b>汚水処理対策</b> ○平成 27 年度までに市街化区域の汚水整備を完了し、28 年度以降に市街化調整区域の整備を効率的に実施することをめざします。 ○耐用年数を <b>越える</b> 老朽管渠の長寿命化を図ります。 (略)	77 頁	3 下水道【第 2 部会】 〔下水道部 <b>下水道経営課</b> 〕 <現況と課題> ●下水道は、国民生活を支えるための基盤施設であり、公衆衛生向上、生活環境改善、川・海・水路といった <b>公共用水域</b> の水質改善に貢献しています。 (略) ●本市では、平成 20 年度末の人口普及率は、86.7%と全国平均の 72.7%より高く、県内平均の 90.7%より低くなっています。 (略) ●財政状況や時代に即応した効率的な整備手法が求められています。 ● <b>下水道における広域行政は、姫路市との広域処理事業、県及び 2 市 2 町における加古川下流流域下水道事業を実施しています。</b> ● <b>高砂、伊保両浄化センターの維持管理経費縮減のため、両センターの運営方法等について検討する必要があります。</b> (略) <計 画> (略) ② <b>汚水処理対策</b> <b>☆平成 27 年度までに市街化区域の汚水整備を完了し、平成 28 年度以降に市街化調整区域の整備を効率的に実施することをめざします。</b> ○耐用年数を <b>超える</b> 老朽管渠の長寿命化を図ります。 (略)

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
76 頁	<p>4 し尿処理【第 2 部会】 〔美化センター美化第二課〕</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>(略)</p> <p>③浄化槽設置の推進 ○下水道整備計画完了後、下水道未整備地域を対象とする浄化槽設置費助成制度について検討します。</p> <p>(略)</p>	79 頁	<p>4 し尿処理【第 2 部会】 〔美化センター美化第二課〕</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>(略)</p> <p>③浄化槽設置の推進 ○下水道整備計画完了後においても、下水道未整備地域を対象に浄化槽設置費の助成を行います。</p> <p>(略)</p>
77 頁	<p>5 斎場【第 2 部会】 〔生活環境部斎苑課〕</p> <p>(略)</p>	80 頁	<p>5 斎場【第 2 部会】 〔生活環境部斎苑課〕</p> <p>(略)</p>
78 頁	<p>第 2 節 環境保全による共生と循環 1 地球温暖化対策【第 2 部会】 〔生活環境部環境政策課〕〔美化センター美化第一課〕</p> <p>(略)</p>	81 頁	<p>第 2 節 環境保全による共生と循環 1 地球温暖化対策【第 2 部会】 〔生活環境部環境政策課〕〔美化センター美化第一課〕</p> <p>(略)</p>
79 頁	<p>2 地域環境の保全【第 2 部会】 〔生活環境部環境政策課〕</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①高砂市環境計画等の推進 ○大気、水質、土壌などの環境資源を管理、保全し、健康で安全かつ快適な環境づくりのため、高砂市環境計画の総合的、計画的に推進します。</p> <p>(略)</p>	82 頁	<p>2 地域環境の保全【第 2 部会】 〔生活環境部環境政策課〕</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①高砂市環境計画等の推進 ○大気、水質、土壌などの環境資源を管理、保全し、健康で安全かつ快適な環境づくりのため、高砂市環境計画等を総合的、計画的に推進します。</p> <p>(略)</p>
80 頁	<p>第 3 節 安全で快適な都市基盤の整備 1 土地利用【第 2 部会】 〔まちづくり部まちづくり推進課・建築指導課〕</p> <p>(略)</p>	83 頁	<p>第 3 節 安全で快適な都市基盤の整備 1 土地利用【第 2 部会】 〔まちづくり部まちづくり推進課・建築指導課〕</p> <p>(略)</p>



旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
80 頁	<計 画> (略)	83 頁	<計 画> (略)
81 頁	⑤建築指導の充実 ○建築基準法第 42 条第 2 項道路の後退部分の取り扱い方針の策定を検討します。 (略)	84 頁	⑤建築指導の充実 ○幅員 4 メートル未満の狭い道路に接する建物敷地で、道路として後退した部分の取り扱い方針を策定し、要綱の制定を進めます。 (略)
82 頁	2 交通施設【第 2 部会】 [まちづくり部まちづくり推進課・建設課] <現況と課題> (略) ●幹線道路の整備は、構想段階である播磨臨海地域道路と市内都市計画道路の整合性を図り、未整備幹線の事業主体と優先順位の決定をしていくことが課題となっています。 (略) <計 画> ①鉄道の充実 ○J R 山陽本線の利便性向上に向け関係機関に働きかけます。  ②バス交通の充実 ○バス輸送について、さらなる市民の利便性を確保するため、利用者等への意向調査等を実施して、ルート、ダイヤの見直しを行っていきます。	85 頁	2 交通施設【第 2 部会】 [まちづくり部まちづくり推進課・建設課] <現況と課題> (略) ●幹線道路の整備は、構想段階である播磨臨海地域道路と市内都市計画道路のネットワーク化を図り、未整備幹線の事業主体と優先順位の決定をしていくことが課題となっています。 (略) <計 画> ①鉄道の充実 ○J R 山陽本線及び山陽電鉄の運行本数の増加など利便性向上に向け関係機関に働きかけます。  ②バス交通の充実 ☆バス輸送について、さらなる市民の利便性を確保するため、地域公共交通総合連携計画を策定するなかで、ルート、ダイヤの見直しを行っていきます。
83 頁	③幹線道路の整備 ○(都) 沖浜平津線（小松原工区）の早期完成をめざすとともに、臨海部の脆弱な道路網を強化するため、高砂西港から市街地へのアクセス道路、隣接市との連携を図る道路などの整備を進めます。 (略) ④生活道路の整備 ○狭隘道路の拡幅整備などによる道路幅員の確保に努め、渋滞への対応や、歩行者・自転車への配慮に努めます。(略)	86 頁	③幹線道路の整備 ○都市計画道路沖浜平津線（小松原工区）の早期完成をめざすとともに、臨海部の脆弱な道路網を強化するため、高砂西港から市街地へのアクセス道路、隣接市との連携を図る道路などの整備を進めます。 (略) ④生活道路の整備 ○生活道路の整備に努め、渋滞への対応や、歩行者・自転車への配慮に努めます。(略)

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
84 頁	<p>3 公園・緑地【第 2 部会】 〔まちづくり部まちづくり推進課・建設課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt; (略)</p> <p>●公園等の整備状況は、平成 20 年度末で、市民 1 人あたり 8.21 m<sup>2</sup> で高砂市緑の基本計画の目標である市民 1 人あたり 20 m<sup>2</sup> と乖離しています。</p> <p>(略)</p>	87 頁	<p>3 公園・緑地【第 2 部会】 〔まちづくり部まちづくり推進課・建設課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt; (略)</p> <p>●公園等の整備状況は、平成 20 年度末で、市民 1 人あたり 8.21 m<sup>2</sup> で高砂市緑の基本計画の目標である市民 1 人あたり 20 m<sup>2</sup> とかけ離れています。</p> <p>(略)</p>
85 頁	<p>4 河川・港湾【第 2 部会】 〔まちづくり部まちづくり推進課・建設課〕</p> <p>(略)</p>	88 頁	<p>4 河川・港湾【第 2 部会】 〔まちづくり部まちづくり推進課・建設課〕</p> <p>(略)</p>
87 頁	<p>5 市営住宅【第 2 部会】 〔まちづくり部管理課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt; (略)</p> <p>●高砂市公共賃貸住宅総合再生事業（再生マスタープラン）の見直し、空き家となった木造住宅の取り壊しに着手する必要があります。</p> <p>&lt;施策の目標&gt; 市営住宅の整備に向け、高砂市公共賃貸住宅総合再生事業（再生マスタープラン）の見直しを図ります。県の地域住宅計画との整合を図りながら市営住宅の統廃合や跡地の利活用を検討します。</p> <p>(略)</p>	90 頁	<p>5 市営住宅【第 2 部会】 〔まちづくり部管理課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt; (略)</p> <p>●高砂市公共賃貸住宅総合再生事業（再生マスタープラン）は、策定から 10 年経過し、社会経済情勢の変化により見直しをする必要があります。</p> <p>&lt;施策の目標&gt; 市営住宅の整備に向け、高砂市公共賃貸住宅総合再生事業（再生マスタープラン）を見直し、県の地域住宅計画との整合を図りながら市営住宅の統廃合や跡地の利活用を検討します。</p> <p>(略)</p>
88 頁	<p>6 市街地整備【第 2 部会】 〔まちづくり部管理課・まちづくり推進課・建設課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt; (略)</p> <p>●鉄道駅および駅周辺では、線路による市街地の分断、歩行者・自転車と自動車の交錯等がみられ、安全・安心と交流のある駅前にあふさわしいまちの形成が課題となっています。</p>	91 頁	<p>6 市街地整備【第 2 部会】 〔まちづくり部管理課・まちづくり推進課・建設課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt; (略)</p> <p>●鉄道駅および駅周辺では、線路による市街地の分断、歩行者・自転車と自動車の交錯等がみられ、安全・安心と交流のある駅前にあふさわしいまちの形成が課題となっています。</p> <p>●JR 曾根駅南側からのアクセス改善とあわせて駅周辺整備の検討が必要となっています。</p>

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
88 頁	<p>●自転車は、自動車に代わる交通手段として見直され都市の移動手段の主役となる可能性と環境施策の一環としての利用増の可能性がります。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>②鉄道駅周辺整備の推進</p> <p>○鉄道駅周辺は、交流拠点として位置づけられていることから、駅前広場や駐輪場の整備など交通の利便性を図るとともに、地区間のコミュニティ形成や利便性の向上のための連絡路等の整備、市街地再開発事業等の都市基盤の再編整備を検討します。</p> <p>○JR宝殿駅南口の再開発等について、加古川市及び宝殿駅附近都市整備協議会と検討します。</p> <p>(略)</p>	91 頁	<p>●自転車は、自動車に代わる交通手段として見直され都市の移動手段の主役となる可能性と環境施策の一環としての利用増の可能性がります。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>②鉄道駅周辺整備の推進</p> <p>○鉄道駅周辺は、交流拠点として位置づけられていることから、駅前広場や駐輪場の整備など交通の利便性を図るとともに、地区間のコミュニティ形成や利便性の向上のための連絡路等の整備、市街地再開発事業等の都市基盤の再編整備を検討します。</p> <p><b>☆JR 曾根駅南側からのアクセス改善とあわせた駅周辺整備を進めます。</b></p> <p>○JR宝殿駅南口の再開発等について、加古川市及び宝殿駅附近都市整備協議会と検討します。</p>
90 頁	<p>7 景観まちづくり【第 2 部会】</p> <p>[生活環境部市民活動推進課] [まちづくり部まちづくり推進課]</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>●高砂町のほとんどの区域が、平成 17 年度に歴史的なまちなみ等を保全する「景観形成地区（兵庫県条例による）」に指定され、建替え等にあたってのルールが定められました。</p> <p>(略)</p>	92 頁	<p>7 景観まちづくり【第 2 部会】</p> <p>[生活環境部市民活動推進課] [まちづくり部まちづくり推進課]</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>●高砂町のほとんどの区域が、平成 18 年度に建物の色彩や屋根の形状など地域の景観との調和を図り、歴史的なまちなみ等を創造し、また保全する「景観形成地区（兵庫県条例による）」に指定されました。</p> <p>(略)</p>
92 頁	<p>第 6 章 未来を拓き躍動する産業交流都市</p> <p>(略)</p>	95 頁	<p>第 6 章 未来を拓き躍動する産業交流都市</p> <p>(略)</p>
93 頁	<p>第 1 節 伝統的、先端的な産業の振興</p> <p>1 農業【第 2 部会】</p>	96 頁	<p>第 1 節 伝統的、先端的な産業の振興</p> <p>1 農業【第 2 部会】</p>

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
93 頁	<p>〔生活環境部産業振興課〕〔まちづくり部建設課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>(略)</p> <p>●水路、ため池、農道などは、整備されてからかなりの年数がたつて老朽化が進んでおり、早急に整備することが求められています。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①生産基盤の整備</p> <p>○老朽化した水路やため池の改良や改修、未改修水路の改良や整備を推進します。</p> <p>(略)</p>	96 頁	<p>〔生活環境部産業振興課〕〔まちづくり部建設課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>(略)</p> <p>●農業用水路、ため池、農道などは、整備されてからかなりの年数がたつて老朽化が進んでおり、早急に整備することが求められています。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①生産基盤の整備</p> <p>○未改修・老朽化した農業用水路やため池の改良・改修や整備を推進します。</p> <p>(略)</p>
94 頁	<p>2 水産業【第 2 部会】</p> <p>〔生活環境部産業振興課〕</p> <p>(略)</p>	97 頁	<p>2 水産業【第 2 部会】</p> <p>〔生活環境部産業振興課〕</p> <p>(略)</p>
95 頁	<p>3 工業【第 2 部会】</p> <p>〔生活環境部産業振興課〕</p> <p>(略)</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>地域技術を活用したものづくり産業の継続的な活動を維持するため、県、商工会議所と連携して、新産業の創出や新技術の開発を支援していくとともに、産業活力再生地区への企業誘致を促進し、基幹産業として育成します。また、退職者の技術・技能を活かせる各種支援制度の構築に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①工業の振興</p> <p>(略)</p> <p>○地域技術活用ものづくり産業の市外、国外への流出を防ぐため、県、商工会議所と連携しつつ、事業所の状況を把握し、育成支援に努めます。</p> <p>○退職者等の人材活用や技術を活かせる制度の構築に努めます。</p>	98 頁	<p>3 工業【第 2 部会】</p> <p>〔生活環境部産業振興課〕</p> <p>(略)</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>地域技術を活用したものづくり産業の継続的な活動を維持するため、県及び高砂商工会議所と連携して、新産業の創出や新技術の開発を支援していくとともに、産業活力再生地区への企業誘致を促進し、基幹産業として育成します。また、退職者の技術・技能を活かせる各種支援制度の構築に努めます。</p> <p>(略)</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①工業の振興</p> <p>(略)</p> <p>○地域技術活用ものづくり産業の市外、国外への流出を防ぐため、県及び高砂商工会議所と連携しつつ、事業所の状況を把握し、育成支援に努めます。</p> <p>○退職者等の人材活用や技術を活かせる制度を構築し、推進しま</p>

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
95 頁	(略)	98 頁	す。
97 頁	<p>4 商業【第 2 部会】 〔生活環境部産業振興課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt; (略)</p> <p>●健全な商業の集積と環境改善のための整備を求められています。 (略)</p> <p>&lt;施策の目標&gt; 市内消費活性化事業等を実施し、商業を活性化します。また商業団体や商店街との連携により、商店街活性化事業活用の研究や研修等を行います。国・県及び市の融資制度活用のPRを行い、融資を推進するなど、商業の振興を図ります。 (略)</p> <p>&lt;計画&gt; ①商業の活性化 ○市内消費活性化事業の実施を推進します。 ○商業団体や商店街と連携し、商店街活性化事業活用の研究、研修等を行います。 (略)</p>	100 頁	<p>4 商業【第 2 部会】 〔生活環境部産業振興課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt; (略)</p> <p>●健全な商業の集積と環境改善のための整備が求められています。 (略)</p> <p>&lt;施策の目標&gt; 市内消費活性化事業等を実施し、商業を活性化します。また、高砂商工会議所等商業団体や商店街との連携により、商店街活性化事業活用の研究や研修等を行います。国・県及び市の融資制度活用のPRを行い、融資を推進するなど、商業の振興を図ります。 (略)</p> <p>&lt;計画&gt; ①商業の活性化 ○市内消費活性化事業の実施を推進します。 ☆高砂商工会議所等商業団体や商店街と連携し、商店街活性化事業活用の研究、研修等を行います。 (略)</p>
98 頁	<p>第 2 節 勤労者対策の充実 1 勤労者対策【第 2 部会】 〔生活環境部産業振興課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt; ●最近の経済情勢は、世界的な金融危機が日本経済に影響を強く及ぼしており、本市においても景気の悪化に伴う雇用率の低下及び失業率増加が進むなかで、地域の経済団体や関係機関が一体となり、緊急の雇用対策に取り組むことが重要となっています。 (略)</p> <p>&lt;計画&gt; (略)</p>	101 頁	<p>第 2 節 勤労者対策の充実 1 勤労者対策【第 2 部会】 〔生活環境部産業振興課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt; ●最近の経済情勢は、世界的な金融危機が日本経済に影響を強く及ぼしており、本市においても景気の悪化に伴う雇用率の低下及び失業率増加が進むなかで、地域の事業所や関係機関が一体となり、緊急の雇用対策に取り組むことが重要となっています。 (略)</p> <p>&lt;計画&gt; (略)</p>

旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
98 頁	<p>②雇用の確保</p> <p>○安定した雇用の場を確保するため、地域産業の振興はもとより、企業誘致や資金調達などの事業者への支援及び就労支援を目的とするネットワーク構築について、地域の経済団体及び県や公共職業安定所等の関係機関と連携し雇用の拡大に向けた取組みを行います。</p> <p>（略）</p>	101 頁	<p>②雇用の確保</p> <p><b>☆安定した雇用の場を確保するため、地域産業の振興はもとより、企業誘致や資金調達などの事業者への支援及び就労支援を目的とするネットワーク構築について、地域の事業所及び県や公共職業安定所等の関係機関と連携し雇用の拡大に向けた取組みを行います。</b></p> <p>（略）</p>
99 頁	<p>④職業技術と知識の承継</p> <p>○シルバー人材センターと共に、技術承継のための派遣プログラムや団塊の世代を活用した I T 事業プログラムなど、新たな事業を加えた取組みに努めます。</p>	102 頁	<p>④職業技術と知識の承継</p> <p>○シルバー人材センターと共に、技術承継のための派遣プログラムや団塊の世代を活用した I T ※ 1 事業プログラムなど、新たな事業を加えた取組みに努めます。</p> <p><b>※ 1 I T</b>  情報技術（Information Technology の略称）。情報の処理（コンピュータ）及び伝達（通信）の工学及びその社会的な応用技術の総称。ほぼ同義語として「通信」を明示した情報通信技術も用いられる。</p>
100 頁	<p>1 観光【第 2 部会】  〔生活環境部産業振興課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>●高砂市を訪れる観光客は、年々減少する傾向がみられる。</p> <p>（略）</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>来訪者にとっても地元市民にとっても魅力を感じ集客につながる観光資源やルートの再構築を検討します。また、観光協会等関係機関と連携した観光案内施設の整備も検討します。</p> <p>（略）</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①観光資源の開発</p> <p>○市内各神社での秋祭りや観月能といった伝統文化を観光資源としてとらえ、内外への P R を推進します。</p> <p>○たかさご万灯祭を全国的に有名なイベントにするとともに、会</p>	103 頁	<p>1 観光【第 2 部会】  〔生活環境部産業振興課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>●高砂市を訪れる観光客は、年々減少する傾向がみられます。</p> <p>（略）</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>来訪者にとっても地元市民にとっても魅力を感じ、集客につながる観光資源やルートの再構築を検討します。また、高砂市観光協会等関係機関と連携した観光案内施設の整備も検討します。</p> <p>（略）</p> <p>&lt;計 画&gt;</p> <p>①観光資源の開発</p> <p><b>☆市内各神社での秋祭りや観月能といった伝統文化を観光資源としてとらえるとともに、謡曲「高砂」※1 をキーワードとして内外への P R を推進します。</b></p> <p>○たかさご万灯祭を全国的に有名なイベントにするとともに、会</p>

旧（平成22年3月18日【第2版】）		新（平成22年6月24日【第3版】）	
100 頁	<p>場を構成する街並みや建築物、寺社等を観光資源として整備します。</p> <p>②観光施設の整備 ○観光協会、東播磨ツーリズム振興協議会と連携した観光案内施設について検討します。 (略)</p>	103 頁	<p>場を構成するまちなみや建築物、寺社等を観光資源として整備します。</p> <p>○「高砂神社」、「石の宝殿」、「曾根神社」、「高御位山」等を貴重な観光資源ととらえ、これらを中心とした観光ルートの設定を行います。</p> <p>②観光施設の整備 ○高砂市観光協会、東播磨ツーリズム振興協議会と連携した観光案内施設について検討します。 (略)</p> <p>※1 謡曲「高砂」 「高砂や この浦舟に 帆を上げて 〜」で始まるおめでたい謡（うたい）として結婚式に欠かせない謡曲「高砂」は、室町時代に能を完成させ、謡曲の神様ともいわれる世阿弥元清の作品。</p>
101 頁	<p>2 地域交流【第2部会】 〔生活環境部市民活動推進課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt; (略)</p> <p>●交流は、互いのふるさとについての理解と愛着、そして誇りに気づききっかけとなり、まちづくりに対する関心と意識を高めるうえでも重要な役割を果たします。 (略)</p>	104 頁	<p>物語は阿蘇の神主友成が上京の途中高砂の浦に立ち寄った際、相生の松の精である老人夫婦と出会うところから始まり、夫婦愛、長寿の理想をあらわした謡曲の代表作。</p>
102 頁	<p>第7章 親しみある簡素で開かれた地域経営都市 (略)</p>	105 頁	<p>2 地域交流【第2部会】 〔生活環境部市民活動推進課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt; (略)</p> <p>●交流は、互いのふるさとについての理解と愛着、そして誇りに気づききっかけとなり、まちづくりに対する関心と意識を高めるうえでも重要な役割を果たします。 (略)</p>
103 頁	<p>第1節 効率的な執行体制の整備 1 行財政運営【第1部会】</p>	106 頁	<p>第7章 親しみある簡素で開かれた地域経営都市 (略)</p>
		107 頁	<p>第1節 効率的な執行体制の整備 1 行財政運営【第1部会】</p>

旧（平成22年3月18日【第2版】）		新（平成22年6月24日【第3版】）	
103 頁	<p style="text-align: center;">〔企画総務部企画政策課〕〔行財政改革推進室〕〔財務部財政課〕</p> <p>＜現況と課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の財政は、景気後退による税収の落ち込み、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、市民病院をはじめとする他会計への繰出金の増加、施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加、<b>構成比の高い人件費等</b>により厳しい状況にあります。</li> </ul> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●制度面では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び新公会計制度の導入に伴い、公営企業及び土地開発公社を含めた形での財政の健全な運営が求められ、歳入に見あった持続可能な財政構造の構築に積極的に取り組む必要があります。</li> <li>●経営面では、「事業の選択と集中」により、<b>改革・再編</b>するとともに、国の動向も注視しながら地方分権の受け皿づくりを進めていくことが求められています。</li> </ul> <p>＜施策の目標＞</p> <p>持続的な健全経営を保障できる体制づくりをめざし「高砂再生」を図るための行財政改革を推進します。財源の裏づけのある実効ある計画行政を実現し、<u>NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）</u>※2の考え方を取り入れ、地域経営視点での行財政運営を図ります。</p> <p>（略）</p> <p>＜計 画＞</p> <p>①財政運営の健全化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市としての自治と自立性を保つため、<b>財政健全化法</b>で示される指標の達成はもちろんのこと、市民病院改革プランの着実な遂行や土地開発公社経営健全化計画の実施など、<b>真の財政健全化</b>に向けた課題に集中的に取り組めます。</li> <li>○歳入総額の見積りから歳出総額を見込み、政策的経費、事業経費及び経常経費への配分並びに事業の優先順位を決定する方法により、<b>持続可能な財政運営の構築</b>をめざします。</li> </ul> <p>（略）</p>	107 頁	<p style="text-align: center;">〔企画総務部経営企画室〕〔財務部財政課〕</p> <p>＜現況と課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の財政は、景気後退による税収の落ち込み、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、市民病院をはじめとする他会計への繰出金の増加、施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加、<b>歳出に占める比率の高い人件費等</b>により厳しい状況にあります。</li> </ul> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●制度面では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び新公会計制度の導入に伴い、公営企業及び土地開発公社を含めた形での財政の健全な運営が求められ、歳入に見あった持続可能な財政運営の構築に積極的に取り組む必要があります。</li> <li>●経営面では、「事業の選択と集中」により、<b>行政システム</b>を改革・再編するとともに、国の動向も注視しながら地方分権の受け皿づくりを進めていくことが求められています。</li> </ul> <p>＜施策の目標＞</p> <p>持続的な健全経営を保障できる体制づくりを進め、「高砂再生」を図るための行財政改革を推進します。財源の裏づけのある実効ある計画行政を実現し、<u>NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）</u>※2の考え方を取り入れ、地域経営視点での行財政運営を図ります。</p> <p>（略）</p> <p>＜計 画＞</p> <p>①財政運営の健全化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>☆<b>市としての自治と自立性を保つため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律</b>で示される指標の達成はもちろんのこと、<b>市民病院改革プランの着実な遂行や土地開発公社経営健全化計画の実施など、真の財政健全化</b>に向けた課題に集中的に取り組めます。</li> <li>○歳入総額の見積りから歳出総額を見込み、政策的経費、事業経費及び経常経費への配分並びに事業の優先順位を決定する方法により、<b>持続可能な財政運営</b>をめざします。</li> </ul> <p>（略）</p>



旧（平成 22 年 3 月 18 日【第 2 版】）		新（平成 22 年 6 月 24 日【第 3 版】）	
104 頁	<p>③効果的・効率的な行政経営の推進（略）</p> <p>○受益者負担の適正化、税料等の徴収率の向上など歳入の確保に努め、歳入に見あった歳出構造の構築に努めます。</p> <p>○行財政運営においては、PDCAサイクルに基づき、費用対効果のある成果重視のシステムを構築し、持続可能な行政経営を推進します。</p> <p>（略）</p>	108 頁	<p>③効果的・効率的な行政経営の推進（略）</p> <p>○受益者負担の適正化、税・保険料等の徴収率の向上など歳入の確保に努め、歳入に見あった歳出構造の構築に努めます。</p> <p>○行財政運営においては、PDCAサイクルに基づき、費用対効果をふまえた成果重視のシステムを構築し、持続可能な行政経営を推進します。</p> <p>（略）</p>
105 頁	<p>2 組織・人事管理【第 1 部会】 〔企画総務部総務課・人事課〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>●地方制度改革の進行や地方分権による委譲事務が拡大するなか、地方自治体には、多様化・高度化する市民ニーズへの適正で効果的な対応が求められています。</p> <p>（略）</p>	109 頁	<p>2 組織・人事管理【第 1 部会】 〔企画総務部人事課・企画経営室〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>●地方制度改革の進行や地方分権による委譲事務が拡大するなか、地方自治体には、多様化・高度化する市民ニーズへの的確で効果的な対応が求められています。</p> <p>（略）</p>
107 頁	<p>3 事務管理【第 1 部会】 〔企画総務部総務課・企画政策課・秘書広報広聴室・情報政策課〕〔行財政改革推進室〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>（略）</p> <p>●本市においては、平成 4 年に高砂市電子計算機システムが整備されて以降、順次事務の効率化を積極的に推進してきましたが、行政事務において、まだ電算化されていない分野もあり、今後も O A 化の推進が必要となっています。</p> <p>●市庁舎は、昭和 32 年に建設され、建物の老朽化や行政需要・事務量の増大による狭隘化などにより、安全で十分な市民サービスを提供するうえで支障が生じる状況がみられ、問題解決を図るために、庁舎を整備する必要があります。</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>施策・事業については、事業仕分けの考え方にに基づき見直します。複雑かつ多様化する行政需要に対し、迅速かつ確かな市民サービスを提供するため、広範囲な行政分野における O A 化を推進しま</p>	111 頁	<p>3 事務管理【第 1 部会】 〔企画総務部総務課・秘書広報広聴室・情報政策課・経営企画室〕</p> <p>&lt;現況と課題&gt;</p> <p>（略）</p> <p>●本市においては、平成 4 年に高砂市電子計算機システムが整備されて以降、順次事務の効率化を積極的に推進してきましたが、行政事務において、まだ電算化されていない分野もあり、今後も高度情報化の推進が必要となっています。</p> <p>●市庁舎は、昭和 32 年に建設され、建物の老朽化や行政需要・事務量の増大により手狭になっており、安全で十分な市民サービスを提供するうえで支障が生じる状況がみられ、問題解決を図るために、庁舎を整備する必要があります。</p> <p>&lt;施策の目標&gt;</p> <p>施策・事業については、事業仕分けの考え方にに基づき見直します。複雑かつ多様化する行政需要に対し、迅速かつ確かな市民サービスを提供するため、広範囲な行政分野における高度情報化を推進し</p>

旧（平成22年3月18日【第2版】）		新（平成22年6月24日【第3版】）	
107 頁	す。 市民サービスの拠点としての庁舎の整備をめざします。 （略） ＜計 画＞ （略） ②情報公開制度の充実 （略） ○市政の透明性を高め、信頼される行政を実現するため、行政情報を積極的に公表・公開します。 （略）	111 頁	ます。 市民サービスの拠点としての庁舎の整備をめざします。 （略） ＜計 画＞ （略） ②情報公開制度の充実 （略） ☆市政の透明性を高め、市と市民との情報の格差を是正するため、行政情報を積極的に公表・公開します。 （略）
108 頁	⑤庁舎の整備 ○市民にとって利便性が高く、また多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応できる庁舎の整備を図ります。 （略）	112 頁	⑤庁舎の整備 ☆市民にとって利便性が高く、また多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応できるような庁舎建設に向けた方針を策定します。 （略）
109 頁	第2節 広域連携、情報化の円滑な推進 1 広域行政【第1部会】 〔企画総務部企画政策課〕 （略）	113 頁	第2節 広域連携、情報化の円滑な推進 1 広域行政【第1部会】 〔企画総務部経営企画室〕 （略）
110 頁	2 情報施策【第1部会】 〔企画総務部秘書広報広聴室・情報政策課〕 ＜現況と課題＞ （略） ●情報技術の進展とともに、市民が利用しやすい行政サービスを提供できるよう、市民サービスの電子化を一層推進していく必要があります。 ＜施策の目標＞ 情報化社会がさらに進むなか、情報発信手段のホームページを充実し、市の情報を積極的に市内外に発信します。また、電子申請システムの普及啓発に努め、市民が利用しやすい行政サービスを提供できるように市民サービスの電子化を推進します。 （略）	114 頁	2 情報施策【第1部会】 〔企画総務部秘書広報広聴室・情報政策課〕 ＜現況と課題＞ （略） ●情報技術の進展とともに、市民が利用しやすいサービスを提供できるよう、行政手続きの電子化を一層推進していく必要があります。 ＜施策の目標＞ 情報化社会がさらに進むなか、情報発信手段のホームページを充実し、市の情報を積極的に市内外に発信します。また、電子申請システムの普及啓発に努め、市民が利用しやすい行政手続きの電子化を推進し、市民サービスの向上を図ります。 （略）

